



延喜式祝詞諺解

下卷

特別
イ 4
3163
151(3)



資
14
3163
151(9)

水野秋彦撰述

延喜式祝詞諺解

悠紀廼舍藏版



延喜式祝詞諺解下卷目錄

一伊勢太神宮	壹	丁
一二月祈年祭六月十二月月次祭	同	
一豐受宮	二	丁
一四月神衣祭	同	
一六月月次祭	四	丁
一九月神嘗祭	六	丁
一豐受宮同祭	七	丁
一同神嘗祭	八	丁
一齋內親奉入時	十	丁

二〇目錄



○神名式云伊勢國
 度會郡大神宮三
 座
 ○講義云神宮の例
 年中三節祭と云
 て殊に重するは
 六月十二月の月
 次祭と九月神嘗
 祭と也云々
 ○考云こは殊に皇
 御孫命と有べき
 に臣民に宣坐る
 大命の如くある
 はねづつかさし

延喜式祝詞諺解卷之下

常陸 水野秋彦撰述
 讚岐 宮崎康斐校閱

○伊勢太神宮

伊勢兩所大神宮ノ諸祝詞ヲ部類
 セル所ナルユエ如此標セルナリ

○二月祈年六月十二月月次祭

皇太神宮
 ノ二月ノ

祈年祭ト六月ト十二
 月トノ月次祭ノ祝詞

天皇

我御命以

氏○天皇之大御

度會乃宇治乃五十

一遷奉太神宮祝詞	十一丁
一遷却崇神祭	十二丁
一遣唐使時奉幣	十八丁
一出雲國造神賀詞	十九丁
附錄	
一中臣壽詞	廿九丁

延喜式祝詞諺解目錄下卷畢

○講義云神祇令に
常祀之外須向諸
社供幣帛者皆
取五位以上下食
者充唯伊勢神宮
常祀亦同と有て
古くは異姓の人
をも用ゐらざり

きども後には中
臣一姓の人を以
て祭主に補せら
れて他姓を用ゐ
れぬ事となれり
云々
○大神宮式云豊受
大神一座相殿三
座
○考云此所に右同
祭といふ事落し
ものなり前後も
此類多し本のい
と亂れたりけむ
○同云度會郡沼木
郷山田原に坐す
こと式に見ゆ○
畧解云今按此
所に鎮坐の事儀
式帳に見えたり
云々

スレノカハカミノ
鈴川上乃下津石根爾
稱辭竟奉留皇太神

能大前爾申久
○伊勢國度會郡ノ宇治ノ地ナル五十鈴川ノ川上ノ
地下之岩ニ宮柱ヲ突立テ大宮ヲ仕ツテ稱賛辭ヲ

竟へ盡クシツト齋キ奉ル皇大
常毛進流二月祈年
御神ノ大ト尊キ御前ニ申ス
每歲ノ例
トシテ常

々ニ奉ル此ノ二
月ノ祈年祭ノ△
月次祭唯以六月月次之辭相

換
月次祭ノ祝詞ニハ唯六月月次ト云詞ヲ以テ此
處ノ二月祈年トイフ詞ニ取り替フルノミナリ
大幣帛乎
○△足リ
備テ大

ト尊キ
幣物ヲ
某官位姓名乎
爲使天令捧持氏進給

フ
御命乎申給久止申
○某ノ官某ノ位姓名トイフモノヲ御
使トシテサシ上ゲ持タセテ獻シ給

フ天皇ノ大御言ヲ
申上ゲマスト白ス

○豊受宮
豊受大神宮ノ二月ノ祈年祭ト
六月十二月ノ月次祭ノ祝詞

スメ
天皇我御命以
氏
○天皇之大御
言ヲ以テ
度會乃山田原乃

下津石根爾
稱辭竟奉流豊受皇神爾申久

伊勢國度會郡沼木郷ナル山田原ノ地下之岩ニ宮柱ヲ突キ立テ大宮ヲ造リ仕
テ稱賛辭ヲ竟へ極ハメツト齋キ奉ツル豊饌ノ名義ニマシマス皇神ニ白スハ

○神祇令云孟夏神衣祭 義解云謂伊勢大神宮也此神服等齋戒潔清以參河赤引調絲織作神衣又麻績連等績麻以織敷和衣以供神明一故曰神衣一
○同云孟秋神衣祭 義解云謂孟夏祭同

○考云神祇令に云云この儀等式も委しさて神服部が織は絹也赤引河神戸より献りて伊勢多氣郡の服部等服部郷に在て織るなり又麻績連等は同郡麻績村に在て麻もて織るなり式も服部二十二年麻績戸二十二烟といへり云々此和妙荒妙右二氏一の者始從祭月一日織作至十日四日供祭其の數ハ大神宮和衣二十四疋荒妙八十四疋あり云々講義云此祭四月九日共十四日にあり云々此は皇大神宮と荒祭宮と限り行はるる神事なり○神衣祭の起源は神名秘書に機殿儀式皇大神御坐

常毛進流 二月祈年(月次祭唯以六月月

次之辭相換大幣 乎○某官位姓名 乎爲使

天令捧持氏進給 布御命乎 申給 久止 申

以上前文ト全ク同シケレバ引合セテ心得ベシ

○四月神衣祭 四月十四日皇大神宮へ(九月准此)

九月十四日ノ神衣祭ノ祝詞モ此ニ倣フ

度會乃宇治五十鈴川上爾大宮柱太敷立

天高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天照

坐皇大神乃大前爾申久○度會郡ノ宇治ノ地ナル五十鈴川ノ川上ニ大御舍柱ヲ太ト立

テ其柱ノ太キガ如クニ其宮ヲ領知坐シ高天原即テ大空ニ千木ヲ高ク舉ゲテソノ千木ノ高キガ如クニ其宮ヲ高領知坐サセ奉テ稱贊辭ヲ竟ヘ極ハメツ

齋キ奉ル天照坐皇大御服織麻績乃人等乃○天御銚命ノ胤ニテ服部郷ニ

住メル機織ノ約言ナル織服部長白羽神ノ胤ニテ麻績村ニ住ツチモツカヘマツメル麻績ノ約言ナル麻績部即大神宮ノ神戸ノ部ナル人々ガ常毛奉仕

高天原之昔云云
 香山以所養
 蠶之御絲云々
 〇零解云姓氏錄に
 服部連天御樟
 命之後也と見え
 神宮雜例集に引
 る神服連解狀
 に於て神衣勅者
 掛長天照坐皇大
 神御坐高天原
 之時以神服部
 連等遠祖天御樟
 命爲司以八
 千々姫爲織女
 奉織云々〇古
 語拾遺に令長
 白羽神伊勢國麻
 種麻以爲青和
 幣云々と見え
 姓氏錄に神麻績
 連天物知命之後
 也といひ天神本
 紀に天八坂彥命
 伊勢神麻績連等
 祖とあり〇考云式に二所大神宮者禰宜内人毎旬率物忌父并小内人戸人等二分番宿直荒祭宮にも内人二人物忌小内人各一人とありさて禰宜之職事内人は番上也戸人神

留^ル和^{ニギ}妙^{タヘ}荒^{アラ}妙^{タヘ}乃^ノ織^{ハタ}乃^ノ御^ミ衣^ツ乎^チ
〇例年ノ通り恒々調進シ仕
 リ來タ所ノ參河ノ赤引ノ

蠶^ア絲^{ニテ}和^{ニギ}精^ク織^クレ^ル絹^ヌ麻^{ニテ}進^{ダテ}事^{マツル}乎^{コト}申^チ給^シ止^マ申^ス
〇例式
 荒ト粗ク織レル布ノ織物ノ御衣チ

ク奉^ア獻^ラスル事^ヲ白^シ荒^{アラ}祭^{マツリ}宮^ノ爾^ニ毛^モ如^カ是^ク申^マ天^マ進^{マツ}止^レ宣^ノ
マスルト官司ガ申ス

皇^{ミコ}大神^ノ攝^ハ社^ト坐^ス荒^{アラ}祭^{マツリ}宮^ヘモ如^カ此^ク即^チ服^ヘ部^リ麻^績云^ク々^トイ^ヘル
詞以下ノ通りニ白ノ其神衣チ奉レト大神宮官司ヨリ宣リ聞カス

内^{ウチ}人^{ビト}稱^マ唯^チ
荒祭宮奉仕ノ職事タル禰宜
 番上タル内人唯ト返答ス

一人とありさて禰宜之職事内人は番上也戸人神

〇六月月次祭

六月十七日月次祭ニ大神官司ガ先神主以下ニ宣リ聞カセテ後ニ御前へ白ス祝詞

十二月准此
十二月十七日月次祭ノ祝詞モ之レニ准フ

度^ワ會^タ乃^ハ宇^ウ治^ヂ五^イ十^ス鈴^イ乃^ノ川^カ上^ハ爾^ニ大^オ宮^ホ柱^{ミヤバシ}太^フ敷^{シキ}

立^タ天^テ高^{タカ}天^{マノ}原^{ハラ}爾^ニ千^チ木^ギ高^{タカ}知^{シリ}天^テ稱^タ辭^ハ竟^ヘ奉^{マツ}留^ル天^{アマ}

照^テ坐^ラ皇^マ太^ス神^{スメ}乃^オ大^ホ前^{マヘ}爾^ニ申^マ進^チ留^ル天^{アマ}津^ツ祝^ツ詞^{リト}

乃^ノ太^フ祝^ト詞^ト乎^チ
〇度會郡ノ宇治ナル五十鈴ノ川上ニ大宮柱ヲ太領立
 テ高天原即大空ニ千木ヲ高領知テ坐サセ奉テ稱賛

〇考云此所に重ねて六月月次祭として祝詞の異なるを思ふに上なると天皇の御使中臣の宣る詔刀言こゝに擧るは大神官司の申す祝詞なり此條ま四時祭式の同宮れ祭の條にも使中臣申詔刀次官司宣祝詞といへる是なり云々〇講義云禰宜と更なり内人物忌にも荒木田氏なる部をいへる也云々禰宜神主と内人神主と物忌神主と三種あるゆゑに部といへ

り云々さて禰宜
内人は職名にて
神主と朝臣宿禰
等の姓れ如し皇
大神にては荒木
田氏の人々悉く
神主なり云々

○今按よ御壽はオ
ホミヨとモ訓む
べく覺ゆれど且
らく正訓のま、
を用たり

○講義云此文の如
くにてと事足は
す儀式帳及行事
記にて常磐爾堅
磐爾伊波比與佐
志給比伊賀志御
代爾云々とあり
此方にて能く通
えたり

○同云儀式帳には
阿禮坐皇子等乃
大御壽乎慈比給
比とあり
○二所の乎毛は第
一の祈願なる御
壽乎の手に對へ
るあり
○神祇令云凡神戶
調庸及田租者並
充造神宮及供神
調度云々
○考云神戶は此三
郡の外に飯高壹
志安濃鈴鹿河曲
桑名に屯あれど
專なるを擧ぐ
○同云大和に五十
戸伊賀に二十戸
志摩に六十六戸
尾張に四十戸參
河に二十戸遠江
に四十戸是等を
大神の御厨の戸
といふなり
○同云大和の宇陀
郡に二町伊賀の

辭ヲ竟ヘ極ハメツト齋キ奉ル天照坐皇大御神ノ大前ニ白シテ月次ノ
幣帛ヲ奉ル此ノ天之祝詞ノ太祝詞ト尊キ祝詞ヲ今宣リ聞カシムルヲ
神

主部物忌等諸聞食止宣
○大神宮奉仕ノ神主姓ノ部ナ
ル禰宜内人物忌役等ノ諸人

聞召シテ諸共ニ御前
ヘ申セト宣リ聞カス
禰宜内人等共稱唯
禰宜役内人
役ノ人等共

ニ唯ト返答ヲ申
シテソレヲ聞ク

天皇我御命爾坐
○天皇之大御言ニテ祈リ
給フニ任セソノ通りニ
御壽乎手

長乃御壽止
○天皇ノ大御壽ヲ足
長ノ大御壽命ニ
湯津如磐村常磐

堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比
○五百箇ト多ク
ノ磐群ノヤウ

ニ常磐ノヤウニ堅磐ノヤウニ盛大之
御壽命ニ幸ハヘ下サレ○祈願ノ第一
阿禮坐皇子等乎毛惠

給比○御生レ遊バス皇子等ヲモ御
惠ミ下ダサレ○祈願ノ第二
百官人等天下四方

國能百姓爾至万天長平久作食留五穀

乎毛豐爾令榮給比○百官ト朝廷ニ仕奉ル官吏ノ人等天下四
方ノ國中ノ人民ニ至ルマデガ永々年代

平ラケク作りテ食ヘル五穀ヲモ豐饒ニ
十分ニ盛エサセ下サレ○祈願ノ第三
護惠比幸給止○上ノ三
件ノ祈

伊賀郡に二町伊勢の桑名鈴鹿阿濃壹志飯野度會郡々の中に四十二町一段なり是を大神の大御田とす

講義云二所大神宮とも年中齋慎みて供奉る中此三箇祭之重き御祭なるが故に朝大御饌夕大御饌以下の供進物をすべて由貴とはいふ也止由氣宮儀式帳六月

に始亥時至于丑時朝大御饌夕大御饌二度間量供とある本註に此号ニ由貴と記し其供奉所を湯貴備奉所といひ皇大神宮儀式帳にも此以二十六日夜湯貴御饌祭仕奉と記し其湯貴御倉と云り云々御酒は大嘗祭に白黒の大御酒を奉る如く神宮にも黒白の大御酒の事なり云々

を其祭日み持參て其大前に申す事なり云々止由氣宮儀式帳以十七日高宮祭供奉告刀申とありて知られたる大神宮年中行事十七日高宮御祭事堪事之禰宜申詔刀一各衣十八日荒祭冠十八日荒祭宮御祭事玉申大詔と見たる是也云々儀式帳に二十九日未時月讀宮祭行事四神殿在二西宮二殿一殿坐伊佐那殿一殿坐伊佐那美尊靈東方二神殿在之中一殿坐月讀神一殿坐同告刀申畢御馬幣帛并御馬等波即其宮内人爾預仕奉云々

願ノ事ヲ守リ惠ミ三郡國國處處爾寄奉禮留神戸幸ハヘ下サレトテ

人等能度會多氣飯野ノ三神郡ソノ外諸國諸處ニテ常毛進留寄進シ奉ラレタル神戸即封戸ノ人民等ガ

御調絲由貴能御酒御贄乎如横山置足成

天〇年々ノ例トシ常々ニ奉ル御調ノ絲又由貴ト殊ノ外ニ齋ミ清メテ供進シタル齋忌ノ大御酒即チ黒白ノ御酒ヤ大贄即チ御饌ヲ始トシテ海川

山野ノ種々ノ美味物ヲ横タハレル大^{オホナカトミフ}中臣太玉串爾隱侍

天〇大神宮司タル大^{オホナカトミ}中臣ガ木綿ヲ賢木ニ着ケタル太^{オホ}ト貴ク今年六^{コトシノ}大キナル玉串ヲ持捧ゲテソノ玉串ニ覆ハレ隠レ侍リテ

月十七日乃朝日乃豊榮登爾稱申事乎

今年ノ六月ノ十又七日ノ日ノ旭日ノ豊ト神主部物忌等諸榮エ上ル時刻ニ大前へ稱賛白ス此コトヲ

聞食止宣神主ノ部ナル物忌等諸人ヨ能ク神主部共稱聞召シ心得ラレヨト宣リ聞カス

唯神主部即チ禰宜内人物荒祭宮月讀宮爾毛如是忌等共々ニ唯ト返答ス

久申進止宣〇十八日ニ荒祭宮十九日ニ月讀宮ノ月次祭ニモ如此即此祝詞ノ如ク申シテ其幣物ヲ奉レヨト

宣聞神主部亦稱唯攝社掛リノ神主部等又唯ト返答ヲ申ス

○神祇令云季秋神嘗祭神衣祭日一便祭

○講義云神封神田より神宮に貢奉る當年の新物をもて祭り奉るか中に新穀を以始て大御饌忌炊き奉り又白黒酒に釀し供奉る神事なるが故に神嘗と云て朝廷の新嘗祭と其事異ならず云々
○考云大神宮式九月神嘗祭但朝廷幣數在二内大神宮御衣三匹禰宜預封戸糸潔五月收齋所二織備云々式又云米三石三斗酒米拾石雜供料米廿五石鹽壹石神酒廿三石諸國の神税を以釀造て貢る事見小稅二百三十束爲一東以二一把大稅一百八十束爲一東以二五把一斤稅一千二百二拾二束此外種々あり云々

○講義云二所大神宮とモに年中諸祭の中に三節祭を重とし其三節祭の中に此神嘗祭を以殊み重くする所なり續紀に延曆九年九月甲戌奉伊勢太神宮相嘗幣帛と見えたり朝廷に於ても其式甚嚴重なり幣帛使を立らる大内の御神事の祈年月次新嘗とも中に中祀の一也云々今日は兩宮お限れる御祭也○四時祭式且神嘗祭の條に右當月十一日平旦天皇臨大極殿奉幣事見儀式其使諸王五位以上及神祇官中臣忌部官各一人給當色一執幣五人使從者三人各給潔衣布一端但齋王參入之時就御座於大極殿事見二とあり齋儀式二とありて齋内親王伊勢に赴かせ玉ふ年は大極殿にて行はれ八省院に障ある時は神祇官廳にて行はる大神宮式に九月神嘗祭云々と幣物の事を記せる終に右月十七日祭大神宮禰宜大内人各着三明衣二分頭左右宮司立中次使忌部捧幣次馬次使中臣次使王入就中内院版位使中臣中詔刀訖亦神宮司宣祝詞餘儀同月次祭と見えたり云々

○九月神嘗祭

ナカツキノカムナメノマツリ 皇大神宮ノ九月十七日ノ神嘗祭ニ付テ朝廷ヨリ奉幣セラルル祝詞

皇御孫命御命以^{スメミ} 皇御眞之御事即天^{スミマノミコト} 伊勢^{イセ} 能^ノ 度會^{ワタラヒノ}

五十鈴河上^{スヰノカハ} 爾^ニ 稱辭竟奉^{タマハシマツル} 流^ル 天照坐皇太神^{アマテラシマス スメオホミカミ}

能^ノ 大前^{オホマヘ} 爾^ニ 申給^{マツル} 久^ク 伊勢國ノ度會郡ノ五十鈴川上ニ稱贊ノ詞ヲ竟極メテ奉齋スル天照坐皇太神ノ大ト尊キ御

前^{マヘ} 二御白^{ニミツチ} 常^{ツチ} 毛^モ 進^{マツル} 流^ル 九月之神嘗乃大幣帛^{ナガツキノカムナメノオホミテグラ} 乎^チ 〇每年^{ノ毎年}

トテ常々奉獻ル九月十七日ノツレノツカサツレノクラサツレノオホキミナカトミツレノ神嘗祭ノ大ト満足セル幣物ヲ 某官某位某王中臣某

官某位某姓名乎爲使氏^{ツカサツレノクラサツレガシ} 〇何官何位某王神祇官ノ中臣何官何位姓名ノ者ヲ奉幣使トシテ

其時々ノ官位姓名ヲ正シク書入^{イミベノヨワガタ} 忌部弱肩^{イミベノヨワガタ} 爾^ニ 太極取懸^{フトダスキトリカケテ}

持齋^{モチユマ} 波里^{ハリ} 令捧持^{サ、ゲモタシメ} 氏^テ 進給^{ダテマツリタマフ} 御命乎申給^{オホミコトヲマナシタマハ}

久止^{クト} 申^{マチス} 〇神祇官ノ忌部ガ肩ノツガヒメ故ニ弱トイフ其肩ニ太キ手助ヲ執リ掛ケテ持ト十分ニ齋マハリ指上持タセテ奉獻シ遊バサル

大御言ヲ御白^{オホミコト} シナサルト白ス

○考云式又云々
 度會同祭は御衣
 二匹云々小税一
 百廿東大税八十
 束斤税八百束こ
 の外其數は減め
 れど皆そなはれ
 り兩宮攝社にも
 各進る物ありか
 くて左日右月
 十六日祭度會宮
 云々

○豊受宮同祭
トユケノミヤノオナジマツリ
 豊受大神宮ノ九月十六日ノ神嘗
 祭ニ就テ朝廷ヨリ奉幣ノ祝詞

天皇 我御命以度會能山田原爾稱辭竟

奉流 皇神前爾申給久
○天皇之大御言以テ度會郡山出原
 ニ稱贊辭ヲ竟ヘ極メツル齋奉ル

皇神ノ前ニ御常毛進留九月之神嘗能大幣帛
白シナサル

某官某位某王中臣某官某位某姓

名乎為使氏忌部弱肩爾太襴取懸持齋

波理令捧持氏進給布御命乎申給久止

申
○以上前文ト全ク同シケ
 レバ引合セテ心得ベシ

○同神嘗祭
オナジキカムナメノマツリ
 上ニ同シク兩所大神
 宮ノ神嘗祭ノ祝詞

度會乃字治能五十鈴乃川上爾大宮柱太

敷立氏高天原爾千木高知天稱辭竟奉留

天照坐皇太神乃大前爾申進留天津祝

○講義云此と二所
 大神宮に通して
 申詞なる事六月
 月次祭に於るか
 如し此ある同字
 と上の二を合せ
 て受ふる事既よ
 云り云々上なる
 と使中臣の申す
 所及びして唯幣帛
 の事を稱へり此
 文は大神宮司の
 宣る所にして御
 酒御費懸税とを
 舉て神嘗の由を
 いへるなり

按御壽を月次祭の條にてはしばらく正訓のままにオホミイノチと訓みたれど次の伊賀志御世爾の御世といふ

詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止

宣度會郡ノ宇治ノ地ナル五十鈴川ノ川上ニ大宮柱ヲ太領立高天原ニ千木高知領テ稱賛辭ヲ竟ヘ奉リツム齋ヒ奉ル天照坐皇大御神ノ大前ニ

申シテ神嘗ノ幣物ヲ奉ル此ノ天之祝詞ノ太ト尊キ祝詞ヲ今宣リ聞カスナ神主部タル物忌等諸人聞シ食セト大神宮司ニテ宣リテ聞カス

宜内人等共稱唯禰宜内人等一同ニ唯ト返答シテソレヲ聞ク

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯

津如磐村常磐堅磐爾伊賀志御世爾幸閉

給比阿禮坐皇子等乎毛惠給比百官人等

天下四方國乃百姓爾至万天長平久護

惠美幸倍給止天皇之大御言ニテ祈ラセ給フニ任カセ天皇ノ大御壽ヲ足長ノ御壽命ニ五百之磐群ノ如ク常

磐ノヤウニ堅磐ノヤウニ盛大之御壽命ニ幸ハヘ下サレ又御生レ遊バス皇子等ヲモ御惠ミ下サレ又朝廷ニ仕奉ル百官人等天下四方ノ國中ノ人民ニ

至ルマデモ永代平カニ護リ惠ミ幸ハヘ下サレト以三郡國國處上スベテハ六月月次祭ノ文ト同シ引合セテ見ルベシ

處寄奉禮留神戸人等能常毛進留由紀能

詞へのつゝを思ふにオホミヨとよむ方まるとて聞ゆれば今はしか訓みつ
○按に此文大かた六月月次祭の文ともしきを長平久の下に作食留五穀乎豐爾令榮給比毛といふ句のなきは神嘗祭と五穀すでに成熟て後の事なればなるべし
○考云税の本をいは、賦役令義解に凡官稻之源出レ自ニ田租一即分爲レ三一曰大税二曰叙穀三曰郡稻也此税は一國一國

に貯置也たとへば十五萬東の稻を民に割付て貸したる利を取て京へ上る是を穀といふ云々右の大税を田力と云は春百姓の借て田を耕す力とする由也然るを神田の稻を貸す事は無れと爰には公田の税の名を借て書しのみ云々

講義云懸税は世紀に所謂懸久真也大神宮儀式帳に細税大半斤太斤といひ止由氣宮儀式帳に細税稻大税稻懸税稻といひ大神宮式

に小税大税斤税といひて合て三等也云々懸久真と云は右の三等の差別を立すしといふ稱なり云々さて税は懸内外の玉垣と懸奉ること二所大神宮儀式帳に見えたる所なるが神田の御稻は拔穂の任正殿下下に置奉り御倉に納奉る例也云々

御酒御贄懸税千税餘五百税乎如横山久

置足成天大中臣太玉串爾隱侍天○度會多氣飯野ノ三神郡

其他諸國諸處ニ寄進シ奉テアル神戶即神封ノ人民ガ毎歲ノ例トシテ常々奉ル由貴ト殊更ニ齋ミ清メテ供進セル齋忌ノ大神酒ト御饌ヲ始メ種々ノ

美味ヲ備ヘタル大贄又初稻ヲ千税五百税ト數多束子テ懸税ト懸ケテ横山トモ見ユルヤウニ置キ足ラセテサテ又幣帛トテハ大神宮司ノ大中臣ガ賢

木ニ木綿ヲ取附ケテ太ト大キク貴イ玉串ヲ持テ今年九月十日

七日朝日豐榮登爾天津祝詞乃太祝詞辭

乎稱申事乎神主部物忌等諸聞食止宣

今年ノ九月ノ十又七日ノ日ノ旭日ガ豐トユタカニ榮エ上ル刻限ニ此ノ天之祝詞ト愛タク太祝詞ト尊キ祝詞言ヲ御前ヘ稱ヘ申上ル事ヲ神主姓ノ部

ナル物忌役ノ人等諸人禰宜内人等稱唯禰宜内人物忌等共共唯ト返答ス

荒祭宮月讀宮爾毛如此久申進止宣○攝社ト坐

ス荒祭月讀兩宮ヘモ此天之祝詞ヲ申(神主部共稱唯)神主部ナル内

人物忌等ノ人々一同ニ唯ト返答ス

○考云齋王改り給ふ時と九月の初に間に齋宮へ下り着まして此新嘗祭み初て仕奉り給へり云々

○講義云齋内親王と聞ゆるは皇御孫命の御手代として掛卷もいと畏き天照大御神を齋奉らせ給ふ由縁の稱也其始皇大神皇御孫命同大殿同御座み坐て神物官物未分れさりし間に皇女等の其祭祀を主りましし故を以て崇神天皇の大御世よりこのかた皇女を託奉り給ふ常典となりけらし云々○齋宮式に凡天皇即位者定伊勢大神宮齋王仍簡内親王未嫁者トレ之云々

○同云云々さて此詞を神嘗祭の詞分として奉始たるは元慶の度や在けむ云々三代實錄、元慶三年九月九日丙申、伊勢齋内親王入齋宮、是日云々天皇御豐樂殿令發齋内親王云々とあるは神嘗に幣帛使に齋王を託たまふ事の物に見えたる始なり云々○同云今進留齋内親王初めて神嘗の祭場に参入給ひて其儀式み預り奉仕らせ給ふその現在奉進るといふ義なり○同云御命之群行の時天皇の中臣を喚て仰玉へる御命にて江次第に又勅令奉進齋内親王者此依恒例氏三箇年間波齋清氏天照大神乃御杖代仁定奉進内親王曾中臣吉久申天奉禮止宣とあるを此詞を以て皇

○齋内親王奉入時 伊勢齋宮ノ内親王ヲ大神宮ヘ奉リ入レ給フ時ノ祝詞

進ニ神嘗幣詞申畢次即申云 右ノ神嘗

祭奉幣ノ詞ヲ申終テ其次ニ即白ス○此處マデ題号ナリ

辭別氏申給久 詞ヲ分ケテ御今進流齋内親王

波○只今奉ル此ノ齋依恒例氏三年齋比清麻波理 宮ノ内親王ハ

氏○天子始テ御即位ノ常典ニ仍リテ三年御杖代止定氏進 ノ間野宮ニ在リテ御身ヲ齋ヒ清リテ

給事 大御神ノ御杖料即御手ニ就テ仕奉ル 皇御孫之尊 爲メトト合定テ奉リ入レ給フ御事ハ

乎天地日月止共爾常磐堅磐爾平氣久安久 チアメツチツキヒトトモコトキハニカキハニダヒラケクヤスラケク

御座志米 皇御孫尊即天子様ヲ万古變ラヌ天地日月ト共ニ常磐ノ如クニ堅磐ノ如クニ平ラケク安ケク大坐々シメン爲メトテ

御杖代止進給布御命乎 大御神ノ御依頼遊ハスベキ御杖實トシテコノ内親王ヲ

奉り給フ天 オホナカトミイカシホコノナカトリモチテカシコミカシコミモマナシ 大中臣茂樺中取持氏恐美恐美毛申 子ノ大命ヲ

給久止申 御使ノ大中臣ガ嚴大鉾ヲ手ニ執ルニ其柄ノ中間ヲ持ツ如ク大御神ト皇御孫命トノ御中間ニ立テコノ御事ヲ御相方

大神の大前に申すなり

後釋云こゝの
み祝詞とあるは
例と違へり
考云大神宮式
凡大神宮二十年
一度造替、正殿
寶殿及外幣殿、
及別宮諸社造
神殿二年限准
皆採新材構造
自外諸院新舊通
用宮地定二處
至限更遷
其舊宮神寶遷
取新殿云々凡
大神宮年限滿應
修造者、遣使
使判官主典各一
人但使判官任中
臣齋部孟冬始造
之神宮七院社十
二處社等さて此
度山口祭採正
殿心御柱祭攝
社地鎮祭造船代

祭營造神寶并裝束使など種々の事は式に委しければ此に略けり○講義云雜事記に天武天皇朱雀二年乙酉九月廿日
依左大臣直奉勅伊勢二所大神宮御神寶物等差勅使被奉送畢、宣旨狀傳二所大神宮御遷宮事廿年一度應奉
令遷御立爲例也と見えたる此御例を天地と共お彌遠長に傳へさせ給ふが故に常例爾依氏とは申すあり云々
○考云宮材を採る山口祭の時より始めて度々の祓あり殊々御裝束を奉る前にて大内を始めて京城近江伊勢また大神
宮にても御使たちて祓の事あり○同云造宮使の外に右の裝束雜物を送り奉る御使に辨大夫一人史生一人官掌一人
使部二人大政官
より出立なり神
祇官より史史
生神部下等奉
して部領し送奉
る也又九月十四
日粧飭度會宮
十五日奉徙御
像同日粧飭大
神宮十六日奉
徙御像
○零解云大神宮の
御事之延曆大神
宮儀式帳同豐受
宮儀式帳延喜大
神宮式建久大神
宮年中行事記ま
た神宮雜事記の
類を併讀て詳な
る事を知るべし
講義云上件神年
祭より以下遷奉
大神宮祝詞迄は
四時祭の統屬な
るは此より以下
云々三段は其事

宜キニ御執リ持マウシテ恐
マリ恐マリ申上マスト申ス

○遷奉太神宮祝詞
二十年毎ニ御新營ノ常典ニ仍
テ大神宮ヲ遷シ奉ル時ノ祝詞

（豐受宮准此）
豐受大神宮ノ遷宮
祝詞モ此ニ准ラフ

皇御孫命能御命乎以氏皇太御神能大前

爾申給久○皇御眞之御事即天子ノ大御言ヲ以テ伊勢
皇大御神ノ大ト尊キ御前ニ御申シナサル常乃例爾

依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏○前代ヨリ
ノ常例ニ

因リ循テ廿年ニ一度ト大
御舍ヲ新タニ造營仕ツテ
雜御裝束物五十四種神

寶井一種乎儲備天祓清賣持忌波理氏○
種々様々ナル神殿ノ御裝束物ハ五十品又四品御前ニ奉ル神寶ハ二十品餘
一品ヲ常例式目ノ如ク設ケ備ヘ揃ヘテ嚴カニ祓ヘ清メテ持ト十分ニ齋マ
ハリサ
ヤメテ

預供奉辨官某位某姓名乎差使氏
アヅカリツカヘマツルオホトモサソレノクラサナニガシ
サシツカハシテ

進給狀乎申給久止申
御裝束物御神寶ヲ奉納ノ事ヲ預
リ執テ奉仕スル辨官ノ何位何姓

其時を得て行はるゝなり

講義云臨時祭式をもて推すに遷却崇神祭と云條となしと雖云々此詞文と其臨時祭の幣物とを合せて曉り得べき凡の例引合せて今此を引合せるに似着し物種々あり其一は靈神祭の幣物此詞に載る所と大に同し若新有終に云々若新有靈神者、依件鎮祭、移三棄山野云々此の遷却崇神祭の一也とは知られたり云々には同式に羅城御贖といふ一條あり云其羅城御贖に次ては八衢祭云と見えたる幣物の大凡此詞に同しきと云々三

に臨時祭式に宮城四隅疫神祭云々幾内十處界疫神祭云々其疫神といふと疫を防ぐ神にて所謂障神祭なるの云々

此の千別氏の氏もじたいちに天降へ引つゞけてよむべし氏にて切れば語と、のはす

名ノ人ナ差シ定メ遣ハシテ御奉納遊ハサル事ノ様ヲ御申ナサルト申ス

○遷却崇神祭 内裏へ向ヒテ崇ナナス神等ヲ遠所へ遷シ却ル臨時ノ祭ノ祝詞

高天之原爾神留坐氏 事始給志神漏伎神

漏美能命以氏 天上高天原ノ神界ニ神留ト靈德ミナムテ御鎮坐ナサセラレテ世ニアリトアル事物ノ本源ヲ御

起シ遊ハレ御始メ遊バサレメ神之男君即高皇天之高市爾八

百萬神等乎 神集集給比神議議給氏 天之高市即

天界高天原ノ高ト宜キ場所ニテ八百万ノ神々ヲ多ク集ムベクシテ市ト名クベキ場所即天安河ノ河原ノ地ニ大數ヲ舉テイハバ八百萬トモイフベク多數ノ天神々等ヲ神ト御集ヘニ御集我皇御孫之尊波豐

葦原能水穗之國乎 安國止平氣久所知食

止 吾皇御孫尊即邇々藝命ハ豊ト美稱スベキ葦原之瑞國即大日天之

磐座放氏 天之八重雲乎 伊頭之千別支爾

千別氏 天降所寄奉志時爾 天即高天原ノ磐ト堅固ナル御座ヲ離テ天路ニ

○按に磐座は齋座の意にても有むか

○講義云我皇孫之尊波云々天より降りつぎ玉へる大綱を先こ、にかく云ねきて次に荒ふる神云云の事を演て小目とせるなり

靡ク天之彌重雲ヲ稜威ト天神ノ御威勢スルドク道排ニ道排テ天降
ラセテ天下ヲ皇御孫命ノ御身ニ所寄ト寄セ附ケ奉リナサレタ時ニ 誰

神乎先遣波志水穗國能荒振神等乎神攘

攘平氣武神議議給時爾○何神ヲ皇孫ヨリマツ先ニ遣ハシテ瑞穂國中ナル荒暴之惡神

等ヲ神拂ト尊ク畏ク御攘ヒ攘ニ御攘ヒ斥ケナモロモロノカミタナハカリサレウト神議ト御議ニ御議リ遊バサル、時ニ 諸神等皆量

申久○天穗日之命乎遣而平氣武申支○諸神等ガ皆共々ニ

詞ヲ揃ヘテ評定ノ事ヲ申上ルハ天照大御神ノ御子トマシマス天穗日之命ヲ御勅使トシテ御遣ハシナサレテ違背スル神ノ心ヲ此方ヘ令向ント申シ

上ゲコ、チモテアマツダシツカハストキニ○コノカミハカヘリゴトマチサズテ○ソ
、リ 是以天降遣時爾此神波返言不申氏○ソ

テ其ノ評議ノ計策ヲ御採用遊バソ天穗日命ヲ御遣ハシナサレツギニツカハシタ所ガ此神即チ穗日命ハ急々ニハ復命即御返辭ヲ奏サズシテ 次遣

志健三熊之命毛隨父事氏返言不申○其次

ニ御評議ヲ以テ御遣ハシノ第二ノ御勅使健三熊之命モ其父又遣志タル穗日命ノ言ハル、詞ニ從ヒテ早速ニハ御返事ヲ申サズ

天若彦毛返言不申氏高津鳥殃爾依氏

立處爾身亡支○ソコデ又追ツギテ御遣ハシナサレタ第三ノ御使ノ天若彦モ同様御返辭ヲ白サズソレノミカ

○零解云今按に日本紀に大背飯三熊之大人亦名武三熊之大人とありこは古事記なる建比良鳥命と同神なる事古史傳祝詞講義等に委し
○講義云高津鳥殃云々こと天神の御罰なれと此を殃といふべきならねども云々こは國の神のさる

所由は知らざる
間の諺を以傳へ
るなり云々
●同云更字大に力
あり心を留めて
見るべきなり

●神代紀一書云故
經津主神以岐神
爲鄉導周流削平
有逆命者即加斬
戮歸順者仍加褒
美云々

天上ヨリノ御使タリシ無名雉ヲ射殺シタユエ高皇產靈尊ノ御
罰ナル返矢即高津鳥之災ニ因テ立處直株ニ身亡テ死去ニケリ
是以天

津神能御言以氏更量給氏
○サテ三度ノ御使右ノ
如クナル故ニ是以ソ

コデ天之神即天照大御神高皇產靈尊ノ御言ヲ以テ八
百万ノ神ヲ會ヘサセラレテ又更ニ御評議ヲ御遂遊バン
經津主命

健雷命二柱神等乎天降給氏
○此度ハ經津主命
健御雷命ノ二座

之ノ神等ヲ葦原中國平定ノ御使ト御荒振神等乎
定メ遊ハサレ天上ヨリ令天降給ヒテ
神攘攘

給比神和和給氏
○命ニ逆ヒテ暴動之邪神等ヲ神攘ヒニ御攘
ヒナサレ歸順スル善神ハ神和和ト褒賞喜

バセナ語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏
サレテ

邪神ノ暴動ニ感ゼラレテ小ザカシク言語セシ岩石木株草ノ片葉
ナドノ聊ナル兇物マデモ其言語ヲ令止テ餘塵モナク清メテ後ニ
皇御

孫之尊乎天降所寄奉
○皇孫尊即邇々藝尊様ヲ無事平
安ニ天降シ其國ヲ其御身ニ寄

セ附ケ奉リ如此久天降所寄奉志四方之國中
ナサレケリ

止大倭日高見之國乎安國止定奉氏
○是ノ如クニ天

降シ寄セ奉タ瑞穗國ノ四方ノ國々ノ中央ナリトテ大倭即今ノ畿内ナル大
和ノ日高見之國ト打開ケテメグルル山々ノ遠キ故ニ日輪ヲ空ニ高ク見ル

イト宜シキ國ナ此處ゾ安樂國ト
下津磐根爾宮柱太敷立
テ都ナシキマス國ニ定メ奉リテ

高天之原 爾 千木高知 氏 天之御蔭 日之

御蔭 止 仕奉 氏 ○其ノ大和國內ノ地下之巖石ニ深ク掘レテ太領
マスベキ宮柱ヲ太ク突立テ高天原即大空ニ搏

風ヲ高領マスベク高ク舉ゲテ天空ヲ蔽フ眞陰日ヲ
遮ル眞陰ト御住居遊バサルト爲ト御殿ヲ造營仕テ 安國 止 平 氣 久

所知食 武皇御孫之尊 乃 天御舍之内 仁 坐

須皇神等 波 ○其内ニ大坐マシテ上ニ云ヘル如ク平定セシ天下万国
ナ今ヨリ千万秋ニ至ルマデ安國ト平穩許謚ニ所治サ

○講義云何れの神の御心とも知れぬもあるが爲に廣く皇神等といへり

○講義云崇神を遷却ことも申迄も亦く皇祖天神の始させ玉ふ所なればかく高天原と始し事とは云へり

レウトスル皇御真之御事即チ天子様ノ天之ト尊ビ奉リ受テ奉ルベキ御在所ノ名義ナル御殿ノ内ニ何時トナク入り來テ何神トモ定カニ知ラズ坐ス皇神アラ備給比健備給比崇給事無志氏○ア等ハ

アラシク暴ビナサレワルダケク健ビナサレ
御所ヘ對ヒ奉テ崇リナサルトコトナクシテ 高天之原 爾 始 志

事乎 神奈我良 毛 所知食 氏 ○高天原ノ神界ニテ皇祖
天神ノ始メ給ヒテ皇御

孫命ヘ御傳ヘ遊バサレシ此ノ御祭事ノ事ガヲヲ皇神等
ハ固リ神ニ坐マセハ神隨毛神ト坐スマムニ知シメシテ 神直日大

直日 爾 直 志 給 比 氏 ○暴ビ健ビ崇リシ禍事ハ神直日大直日
ノ神ガ惡ヲモ善ニ直シ給フ如クニ御

古事記云問ニ大國主神云々汝宇志波那流葦原中國者云々
○万葉集云宇志播吉伊麻須諸能大御神等

考云丹波道主王と申す美知宇斯王とも書たるをむかへて宇志は主の意なるを知り云々

○記傳云波久之佩刀着沓などの波久と同じく身に着て持つ意ならむか猶考ふべし

直シナサレテ其禍事ヲコノトコロモリハ自此地波ヨ四方チ乎見ミ霽山川ハルカスヤマガハ能

清地爾遷出坐セシテワガトコロト氏吾地止ウ宇須波伎坐ハ世止マセト

此ノ所ニ御坐テ崇ナド爲給ハンヨリハイツソノユト別ニ四方ヲ晴々ト見ハラカス山ヤ川ノスガムト清潔ナル宜キ場所へ遷リ御出マシテソノ所

ヲ御自分ノ鎮坐ノ場所タテマツルミテ進幣帛者明妙照妙和妙荒アカルタヘタルタヘコギタヘアラ

妙爾備奉マヘコソナヘマツリテ氏氏○只今奉ル幣物ハ色ノ見事ニ明絹光ノ清ミシアキラムル見明ニ照布精絹粗布ト殘ナク御備ヘマウシテ

物止鏡翫物止玉射放物止弓矢打斷物モノトガイミモテアツアツモノトタマハナツモノトユミヤウチタツモノ

止太刀馳出物止御馬トタナハセイヅルモノトト御覽シテ御心ヲ明ラメ霽ラス物トテハ鏡御手ニ持テ愛玩ビ心ヲ

慰メ給フ物トテハ玉射テ放ツ物トテハ弓矢物ヲウユミヤ御酒者ミキ廳戶高ハミカノヘタカ

知廳腹滿雙シリミカノハラミチナラベテ氏米爾毛ユチコモカヒ穎爾毛コモ○御神酒ハ甕ノ口方高ラカニスエ甕ノ腹ニ

十分ニ酒ヲ滿タセテソノ上ニ御饌トシテ山爾住物者毛乃和ヤマコノスムモノハケノコシ

物毛能荒物大野原爾生物者甘菜辛菜モノケノアラモノオホヌノハラコオフルモノハアマナカラナ

青海原爾住物者アチミハラニスムモノハ鱈廣物ハタノヒロモノハタノサ鱈狹物モノオキツ○奥津海菜モハ

邊津海菜 爾至 爾萬 氏○山ニ住メル物ハ毛ノ柔イモノ即鳥毛
ノ剛イモノ即獸大ト廣イ野原ニ生ル

物ハ味ノ甘イ菜類辛イ菜類蒼々タル海原ニ住メル物ハ鱈ノ附タ魚ノ幅ノ
廣イ物同シク幅ノ狭イ物又海水ノ澳中ニ出來タ海菜岸ヘタニ生シタ海菜

ニ至ルマデ 横山之如 久凡物 爾置所足 氏奉 留
モ取リ備ヘ

字豆 乃幣帛 乎 横ハレル山カナンドノヤウニ机貫ト机ノ上ニ
置足ラセテ奉ル此ノ字豆ト清クウルハシク見

帛 止平久聞食 氏○皇神等ノ御心ノ中ニ思ヒグマモアラセラ
レズ明ラカニ心ノ安キ安幣帛ノ充分ナル

帛 止平久聞食 氏○皇神等ノ御心ノ中ニ思ヒグマモアラセラ
レズ明ラカニ心ノ安キ安幣帛ノ充分ナル

足幣帛ヨト平ラカニ聞 崇給健 備 給事無 之 氏○ヤマカハ
シ食シ御享ナサレテ

之廣 久清地 爾遷出坐 氏神奈我良鎮坐 世
ノヒロクキヨキトコロニウツリイデマシテカムナガラシツマリマセ

止 稱辭竟奉 止申 自今以後ハ崇リナサレ俾ヒナサルムコト
トダヘゴトチヘマツラクトマナス

廣クテ清ラカナ場所ヘ遷テ御出ナサレテ神ト尊キ神ノ
マムニ鎮リテ御出マセト稱賛辭ヲ竟ヘ盡シ奉ルト白ス

○遣唐使時奉幣 唐土即今ノ支那國
ツカハスモロコシニツカヒサトキニミナグラダテマツル

リ御使ヲ差ハシナサル時ニ 住吉神ヘ幣物ヲ奉ラル祝詞
ツカハスモロコシニツカヒサトキニミナグラダテマツル

○考云臨時祭式に 開遣唐船居 祭社 有に同 かる可也云々同 式に開船居時 神祇官差使向 是也船居とは 處をいふ云々さ 開船居とは

初めて其湊を擄
出るを云云異國
御使遣さる事
推古天皇十五年
紀に大禮小野妹
子遣唐國とあり
り云々
○神名式云攝津國
住吉郡住吉坐
神社四座
○講義云住吉社に
附て祭る事は古
事記韓國御言向
の御諭言に是大
照大御神之御心
者亦底筒之男
中筒之男上筒之
男三柱大神者也
云々我之御魂
坐于船上而云
云以可渡とある
如く彼韓國を歸
せ玉ふこと天照
大御神の大御心
と専ら此住吉大
神の執行はせ給
ひし古事のある
故に徒に船路の
守護のみならず
凡て外國の事に

此時より始めて預り給ふ所謂あるが故なり云々○零解云今按に考にこの頃難波の湊塞れる事ありて播磨の津より
發むと議り給ひしお神の御誨ありて忽船津の開けし時の事と見えたりといひ云々講義に古事記に仁德天皇の御代
墨江津を定め玉ふとある所の傳によりて住吉社をも住吉津をも今の所に遷し給ひしと仁德天皇の御代にて凡て此
大神は異國の事
を知看す故に唐
國へ御使遣とす
時も殊に此津よ
り發船するなる
べき事を擧げ此
詞の源由と三韓
の日本府の宰を
遣す時に起れる
なるべき事をど
委しく見えたり
と處狭ければ引
出す
○考云こは御使の
宣る詞也又此時
住吉の祝部の申
す祝詞も有つら
む万葉十九天
平五年道唐使に
餞する時の歌に
住吉に伊都久祝
が神言と行得も

皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉留

皇神等乃前爾申賜久○皇御莫之御事即天子孫ノ大御言
ナ以テ攝津國住吉郡住吉ノ地ニ

神德稱贊ノ詞ヲ竟ヘ盡シツル齋キマツル底筒男ノ大唐爾使遣佐

止爲爾依船居無氏○唐土ヘ朝廷ヨリ遣唐使ヲ遣ハサント爲
ルニ船ヲ居エ置イテ乘出スベキ宜シキ

津ガ無イ播磨國與理船乘爲氏使者遣佐

所念行間爾○播磨國ノ室津ナドヨリ船ニ乘リ込ミ船居ヲ開テ出
帆シテ遣唐使ハ遣ハサレウト御心配遊サレ思召サ

間ニ皇神命以氏船居波吾作牟止教悟給

比支○皇ト尊トキ住吉ノ大神ノ御言以テ船ヲ乘リ出スベキ船居即
ナ津ハ吾ガ便宜シク造ラウト朝廷ヘ教ヘ諭シ給ヒケリ

悟給比那我良船居作給部禮悅己備嘉志

美○サテ教ヘ諭シ給ヒシソノ通りニイト宜シキ船居ナル住津ノ禮代

乃幣帛乎官位姓名爾令捧賈氏進奉久止

來得も船之早け
ひ云々

○零解云今按に出
雲國造を任せら
る、儀式詳に貞
觀儀式に見えた
り太政官曹司廳
にてある也さて
其後に神祇官廳
にて國造に負幸
物を賜ふ先づ太
刀一次は絲紺絹
甘鐵口等次々に
賜ふ云々さて國
に歸りて齋する
事一年にて京に
上り神寶を獻り
て壽詞を奏し又
後齋一年にして

再び入朝し神壽
を奏す事初の如
し云々
○臨時祭式云神祇
官長自監視預ト
吉日一申レ官奏聞
○太政官式云神祇
官預擇ニ吉日一申
レ官奏聞

申マナス ○此度ノ遣唐使ノ無事ヲ祈ルソノ禮實ノ幣物ヲ神祇官ノ奉幣
使何ノ官何ノ位何姓何名ノ人ニ捧ゲ持タシメテ奉ルト白ス

○出雲國造神賀詞イヅモノクニノミヤツコノカムヨゴト 出雲國ニ住居スル御臣ノ義ナル出
雲國造ガ朝廷ヨリ國造ニ任ゼラレ

テ其時負幸物ト云チ拜領シテ歸國シ一年間イヅモノクニノミヤツコ 出雲國造
ノ齋シテ神寶ヲ持參シ朝廷ヘ奏ス吉詞ノ文

者穗日命之後也ハホヒノミコトノノチナリ 出雲ノ國造ハ神代紀ニ天穗日命是
出雲臣土師連等祖也ト云ヒ古事記

ニ天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造等之祖也トア
ル如ク天照大神ノ御子トマス天穗日命ノ子孫ナリ

八十日日波在止毛 今日能生日能足日爾

大凡ニ數フレバ八十日日トイフベキホド日數ハ數多アルナレドモ其中ニ
モ神祇官ニテトヘ定メ太政官ニテ撰ビ定メシ今日ノ生ト生キ榮ユル日足
ト足リ滿タル日ヨト 出雲國造姓名恐美恐美毛
稱ヘツベキ吉日ニ

申賜 久 ○出雲國造何某畏ユマリ畏ユマリテ申上マス ○姓名カケマ
トアル所ヘハ當時ノ人名ヲ慥ニ書入ルムコトナリ 挂 久麻

毛畏岐明御神止大八島國所知食須天皇

命乃大御世乎手長能大御世止齋止言

掛ケマクモ畏キ即チ口頭ニテ稱シ奉ランモオソロシキ現之御神即チ現ニ
此世ニ坐マス御神ト尊ク御出遊バシテ古稱ニ大八洲國ト稱シ來ル大日本

國ヲ治シ食ス皇之御事即々天子様ノ大ト
尊キ御壽命ヲ足長ノ大御壽命ニ守護フト△
若後齋時者加後

字)初度ノ壽詞ノ齋終テ又更ニ一年間ノ潔齋シテ二度メノ壽詞ヲ奏スル
齋即々後齋ノ時ニハ此處ノ語ヲ手長能大御世登齋後齋登爲氏ト云ヒ

テ後ノ字 爲 氏 ○△ 爲テ イヅモノ シコノ
仕リテ **出雲國 乃 青垣山内 爾 下津**

石根 爾 宮柱太敷立 氏 高天原 爾 千木高知

坐須 ○出雲ノ國ノ色青キ垣ノヤウニ繞リ連レル山ノ中ニ地下之岩ニ宮柱
ヲ太ク立テ其宮ヲ太治キ高大原即々大空ニ搏風ヲ高クアゲテ其宮

坐 高領 伊射那伎 乃 日眞名子 加夫呂伎熊野

○出雲風土記云伊
斐奈枳乃麻奈子
坐熊野加武呂乃
命云々

大神 櫛御氣野命 ○伊佐那岐命ノ靈眞之子ト殊ニ寵愛シ給ヒ
シ御子ニテ神之男君ト尊ミ奉ル出雲國意

宇郡熊野神社ニ坐マス大神其社ニテ奇大主御 國作坐志 大穴

持命ニ柱神 乎 始天 ○須佐之男命ノ仰セテ受テ國作トテ國
土經營ヲ遊バサレタ神即々出雲郡杵

築大社マタ天日隅宮トモ申上ル宮ニ坐マス大名 百八十六社坐
持命以上熊野ト杵築ト二座ノ大神ヲ始メトシテ

皇神等 乎 ○上ノ二社ノ外ニ神祇官ノ帳ニ入リタル 出雲國中 某甲

我 弱肩 爾 太禰取挂 天 ○其名ハ某ガ弱肩即々ツガヒメノ
柔ニハタラク肩ニ太手切ヲ執リ

○万葉集七云人在
者母最愛子曾麻
毛吉木之川邊之
妹與背之山
○後釋云加夫呂岐
は神祖あり須佐
之男大神之大名
持命の祖神も坐
が故も出雲國に
て之殊にかく申
す也
○神名式云出雲國
意宇郡熊野坐神
社名神
○同云出雲郡杵築
大社名神
○講義云神名式に
出雲國一百八十
七座 大二座小百
七座 八十五座
云々風土記には

合神社三百九十
九所一百八十四
所在神祇官二百
十五所不在神祇
官とあれは此詞
にては二社加は
り神名式にては
三社増加したる
也
○後釋云緒と結
といふから云る
にて即木綿麻な
り云々
○同云氣字を秘に
誤れる也云々
○譚義云眞屋は齋
屋にて國造の齋
館の中にて御饌
御酒を調る屋を
云なるべし

○按に刈と麩草手
を受け敷之伊豆
席登を受たる也
○後釋云麩和と云
も只麩とて和に
別に意ある非
す云々万葉二に
哭澤之神社爾三
輪須惠云々
○同云志靜米は或
人志都米を誤れ
るなりと云る然
るべし
○同云是まで此
吉詞の序の如し
○考云こまより神
賀の詞なり
○畧解云今按に神
王を古くカンミ

カケテ○某甲トアル處
ハ國造ノ名ノミ云ナリ
伊都幣能緒結天乃美賀祕

冠利天
カハフリテ○伊都ト清ラカニ齋ミ清メタル木綿カ又ハ木綿ト麻トナ交ヘタ
ル物カヲ即テ緒ト云テソレヲ國造ノ髮ニ結ビツケテ木綿鬘ト

伊豆能眞屋
イフ物ニシテ其鬘ヲ天空ナ覆ホイ
フ眞蔭ゾト頭ノウヘニ冠リテ
伊豆能眞屋爾麩草乎伊

豆席
ヅノムシロト○カエ
登刈敷支天○伊豆ト嚴カニ齋清メタル眞屋即テ國造ノ
齋舍ノ中ニ物ノ穢ヲウケヌ生草ヲ伊豆ト

伊都閉黒益之天能聰和爾齋許
清ラカナル席筵ト
シテ刈リ取テ敷テ
伊都閉黒益之天能聰和爾齋許

母利氏
モテ○伊都ト清メタル焗ナドヲ火ヲ燒キノレノ尻ヲ令黒テ御饌物煮
テ炊キ天之甕和即甕器ニ御酒ヲ釀コム等ノ事ノ爲ニ齋舍ノ中

志都宮爾志靜米仕奉氏
ニ齋ミ籠
リ居テ
志都宮爾志靜米仕奉氏○上ニイヘル熊野杵
築以下出雲國內ノ

官社スベテノ皇神等ヲ齋舍ナル鎮宮ニ招キ奉リ鎮メ奉テ齋ノアサヒ
祭ヲ仕奉テ○一年間ノ齋事モスミ奉獻ノ神賀等モ調ヒタレバ朝日能

豐榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜
トヨサカノホリニ
ハハヒノカヘリゴトノカムホギノユゴトマナシタマ

波久奏
ハントマチス○旭日ノ豐ト榮エ上ル宜シキ時刻ニ前ニ朝廷ヨリ幸負物ヲ賜
止久奏ヒテ式ノ如ク仕ツレト仰セラレタル齋事ノ復命即テ御返事

ナル神賀壽ノ吉詞ヲ
申上ゲマスト奏問ス

高天能神王高御魂神魂命能
タカマノカブロタカミムスヒカミムスヒノミコトノ
高天即テ高天原ノ
神界ニ坐ス神王ト

オヤと訓み考に
はカブロキと訓
れ後釋には神祖
の誤なりといと
れ古史傳に之カ
ブロと訓むべき
由いはれ講義に
は字之元のまゝ
にてカムミオヤ
と訓むべしとあ
り云々

後釋云事避と決
めて後の誤にて
事依あるべし必
事依と云はでと
叶ぬ所なり云々

後釋云水沸はミ
ナワキと訓べし
皆沸也古事記に
惡神之音如狹蠅
皆涌萬物之妖悉
發云々
講義云瓮の内に
て火を焼く如く
圓々としたる火
球となりて邪神
の荒ぶるにて今
も稀々に闇夜に
光物として虚空を
飛廻ることの有
る云々

尊稱奉ル高皇產靈尊神
皇產靈尊二柱ノ祖神ガ
皇御孫命爾
天下大八島國乎

事避奉之時
皇御真之御事即皇孫天忍穗耳命ニ天下大八洲國即
地球大日本國ヲ御授ケ遊バシテ其ノ政治シ

任シ寄セ奉リナサレタ時ニ
出雲臣等我遠祖天穗比

命乎國體見爾遣時
爾出雲氏ニテ尸ハ臣ト云人々等ガ遠之
祖タル天穗日命ヲヒト先天下大八洲

國ノ風土形勢視察即十國體
天能八重雲乎押別氏天翔
見ニ御遣ハシナサレタ時ニ

國翔氏天下乎見廻氏返事申給久
天空ニ靡ケル彌重雲ヲ

排テ虚空ヲ飛翔リ國土ヲ飛翔リ彼方是方ト往返シ
テ天下中ノ形勢ヲ視察巡廻テ返言ヲ奏シ給フハ
豐葦原乃水穗

國波晝波如五月蠅水沸支夜波如火瓮光

神在利石根本立青水沫毛事問天荒國在

利豐ト美稱スル葦原瑞穗國即大八洲國ハ晝間ハ五月頃ニ群出ル蠅似
ス邪神ト云邪神ガ皆沸立テ騷動ギ夜中ハ瓮ノ中ニテ燒タル火如ク

光リ耀ク妖神アリ又巖石樹木青色水之沫ノ類迄モ其妖神邪然毛鎮
鬼ニ煽動セラレテ言語ナドシテ甚ダ暴亂之國デゴザリマス

平天皇御孫命爾安國止平久所知坐之米
牟止

講義云此詞之荒
ふる神等を撥平
たる事より大國
主神を媚鎮めた
る方全文に亘り
て其用重きが故
に天夷鳥命爾布
都怒志命乎副天
と續けたるにて
出雲國造が己か
祖神たるをもて
私し他神を誣た
るには非る也備
こ、に布都怒志
命と有は健御雷
命を畧けるにて
云々

同云乎毛の詞は
荒ふる國神を言
向に天降し給ふ
事の因に此大神
をも媚鎮めて此
國を事避奉らし
め玉ふ也云々
後釋云現事は云
々々顯事は云々
訓べし同意なる
事を如此様に二
つ重ねて云は古
文なり
同云靜坐牟云
々々、の文は皇
御孫命波大倭國
爾鎮坐牟止申天
と有るべきを聊
詞のいひざ違
へり云々故思ふ
に大名持命の語

申マチシテ氏ノ然カヤウニハゴザレドモソノ騷動ヲ謚メ平定テ皇御孫尊オノレミコトノ己命ニ平穩ナル安國ト平ラカニ治領坐サセント奏シアゲテ

兒ミコ天夷鳥命アメノヒナドリノミコトニ爾布都奴志命フツヌシノミコトニ乎副ソヘ天天降アマクダシ

遣ツカハシテ天ノ天穗日命オホレミコト己命ニ即御自分様ノ御子ノ天之鄙照ノ名義ト云フ天夷アメノヒナ鳥命トリノミコトニ布都怒志命フツヌシノミコトヲ副ソへ並ナベテ鎮撫ト征定ノ爲メニ高天原ヨリ

葦原中國アサハラノクニヘ天ノ荒布留神等アラフツルカミドモ乎撥平ハラヒタヒラゲ氣ノ國作クニツクラシ之大神オホカミ

乎毛媚鎮チモコビシツメテ天ノ大八島國現事顯事令事避オホヤシマクコウツシゴトアラハゴトコトサラシメキ支キ

國中クニノニ暴オラビ立タル邪神トモヲ追攘オヒヒヒ退治シ平ラゲ國土ヲ經營ナサレタ大神
即々大名持神ツキヲモ依リ親ミテ御心ニ逆サカラハズヨキニアヒシラヒツム媚鎮コビシツメメ

大神ノ主頭ヌシシタリシ大八洲國ト大神ノ王宰ニギハヤヒシタリシ天ト現世ノ諸政事
即現事トモ顯事トモ云々境界ノ事務トナ皇御孫命ミコトヘ事避コトナリ讓ユツリ奉ラセケリ

乃大穴持命スナハチオホナモチノミコトノ乃申給マチシタマハシ久皇御孫命スメミマノミコトノ乃靜坐シヅマリマサ

牟大倭國申ムオホヤマトノクコトマチシテ天ノ乃スナハチ乃ソコデ大名持命ガ申シ給フハ皇御孫命スメミマノミコトガ往ユ

彼ノ大和國カノ己命和魂オノレミコトノニギミタマ乎八咫鏡ヤタカハミ爾取託トリツケ天ノ倭ヤマトノ

大物主櫛オホモノノスシ應玉命オホカダマノミコト登名乎稱ミナチダヘテ天ノ大御和乃神オホミワノカミ

奈備爾坐ナヒニマセ己命御自分様ノ和魂ニギミタマヲ八咫鏡ト云御鏡ニ取託ト憑依トツケ附ツ

又は叶されども
此之後に國造の
倭の京に参りて
其倭よて奏す詞
なれば云々此大
倭國を皇御孫命
の靜坐む大倭國
と申てといふ意
なり

○神名式云大和國
城上郡大神大物
主神社

○講義云神奈備は
神並の義也云々
山にもあれ社に
もあれ神の鎮坐
所には其支神も
共に侍ひ坐す故
に然云りと聞ゆ
云々

ナル御名ヲ殊更ニ此ノ靈峽リニ美柗テ大和
國城上郡ナル大二輪ノ神奈備山ニ坐サシメ
己命乃御子阿遲

須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神

奈備爾坐○御自分様ノ御子ノ味粗高彦根命ノ御魂ヲ大和國葛上郡
ノ葛木山ノ東南ノ麓ノ高嶋ト云フ神奈備ニ坐マサセ

事代主命能御魂乎宇奈提爾坐○事代主命ノ靈
ヲ大和國高市

郡ナル宇奈提ノ賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃

神奈備爾坐天○下照姬命ナラント云考アル賀夜奈流美命ノ御魂
ヲ大和國高市郡ナル飛鳥ノ神奈備ニ坐マサセテ

皇孫命能近守神登貢置天八百丹杵築

宮爾靜坐支○皇御孫命ノ皇城ノ近守神ニト上ニ云ル如ク己命ノ和
魂以下御子三神ノ靈ヲ大和國內ニソレソレニ鎮ラセ

テ皇御孫命ニ奉テ置テサテ御自身ノ御本靈ハ八百土ト多クノ土チコ、
杵ニテ築クト云フ義ナル出雲國ノ杵築ノ大社ニ鎮マリ坐マシケリ是爾

親神魯伎神魯美乃命宣久○是時ニ親神之男君神
之女君之御事即高皇

產靈神皇產靈尊イマシアメノホヒノミコトハ○スメラミコトノオホ
ノ宣リ給フハ汝天穗比命波天皇命能大御世

乎堅磐爾常磐爾伊波比奉伊賀志乃御世

○神名式云大和國
葛上郡高鴨阿治
須岐託彦根神社
四座
○同云高市郡高市
御縣坐鴨事代主
神社
葛上郡鴨都美波
八重事代主命神
社二座
○講義云出雲風土
記に多伎郷所造
天下大神之御子
阿陀加夜努志多
岐比賣命坐之故
云多岐云々そと
何神ならむと索
隠るに決く下照
姬命に坐り云々
○畧解云此說まて
とみさる事也云

々和州五郡神社
畧解にかの加夜
奈留美命神社を
載せて社家者説
曰茅鳴身神社高
照姫命と云り云
々然らば此飛鳥
神社とも此神
を主と祭りけむ
を後に大己貴神
高彦根神事代主
神をも合せ祭り
遂には事代主神
を主とする事に
はなりしなるべ
し云々
○神名式云高市郡
飛鳥神社四座

○講義云大國主神
國去の時に其禮
實の物を天穗日
命に託て云々穗
日命の復奏し玉
ひし時に天津朝
廷に整奉りし例
に擬ひて云々熊
野杵築云々大神
等に奉れる神寶
を申下て大神の
禮實として獻る
を以て云ふなり
○臨時祭式云玉六
十八枚赤水精八
十六枚青石
玉四十四枚金銀
裝太刀一口長二
寸五鏡一面徑七
分倭文二端各一
丈四

爾 佐伎波閉奉 登 仰賜 志 次 乃 隨 爾 供齋

汝天穗比命ハ大名持神ノ祭祀ヲ爲シツト皇之御命即天子ノ足長ノ大御世
ヲ堅磐ノ如ク常磐ノ如クニ守護ヒ奉リ茂大之御世ニ幸ハ奉レト神魯伎

神魯天ガソノ事ヲ穗比命ニ請ケ持タセ負セテサレタ
其穗比命ノ後ヲ繼々ニ續ク次ノ隨ニ定例ノ齋事ヲ△
若 後齋時

者加後字 神壽ノ時ハ後供齋ト後ノ字ヲ加フ
仕奉 氏 式

朝日乃 豐榮登 爾 神 乃 禮自利臣 能

禮自 登 ○旭ノ豐榮上ノ時刻ニ出雲國造ガ志都宮ニ鎮メ祭レル兩大神
ニ奉リシ神寶ヲ更ニ申下シテソレヲ神之禮實ト稱ヘ又穗比

命ヨリ以來捧ケ來レ 御禱乃 神寶獻 止 久 奏 ○天子ノ大御
ル臣之禮代ト申シテ

白玉能 大御白髮坐 ○此ノ獻ツル白玉ノ如ク
獻上スト奏ス 御白髮ノ生マサンマデ

御壽命長ク 赤玉能 御阿加良毘坐 ○此ノ獻ル赤玉ノ如ク
マシマシ 御顔色ウルハシクア

青玉能 水江玉乃 行相 爾 明御神 登 大

八島國所知 食天皇命 能 手長大御世 乎 ○

御橫刀廣爾 誅堅米 ○此ノ獻ル青石玉ノミヅムシク美シキ
可愛玉ノ緒ニ貫ケルガ玉ト玉ト連屬キ

尺廣二尺二白眼
寸並置案
鶴毛馬一匹白鶴
二翌乘御費五十
昇別盛
十籠

行合テ能ク調ヘタルガ如クニ現之神ト坐マシテ大八洲國土ヲ調ヘ治シメ
ス皇之御事即天子様ノ足長ノ大御壽ヲ此ノ太刀ノ幅ノ廣ラナル如クニ大
御壽廣ク又太刀ヲ鍛ヒ堅メシ如ク大御身ヲ堅
固ニ堅メ保タセオハシマセト此太刀ヲ獻リ
白御馬能前足

爪後足爪踏立事波大宮能内外御門柱

乎上津石根爾踏堅米下津石根爾踏凝之

白御馬即ナ標記ニアル獻上ノ赭白馬ガ前足後足ノ爪ニテ踏立テ行ク事ハ
大宮ノ内重外重ノ御門ノ柱ノ根ナル地ヲ上之磐石下之磐石ト地上ヨリ地

底マデ堅固ニ振立流事波耳能彌高爾天下乎所知
踏テ凝固ラセ

○後釋云志太米と

下見エにてろの
下形の顯はれ見
えたるをいふ云
々々

○後釋云此鶴を獻
ることに本牟智
別命の古事に依
て也と或人のい
へる事也云
々々

○講義云生御調は
生なから奉る也
云々式に御費五
十昇とあるうれ
に別たむ爲に生
御調とは云る也
云々

○後釋云古川の彼
方此方の岸とい
ふ事なるを文に

食左牟事志太米
○其馬ガ耳ヲフリ立ツル事ハ其耳ノ高キガ
如ク彌高ニ益隆盛ニ天下ヲ知シ食サン事

ノ下見前表ト白鶴乃生御調能玩物登倭文能大
此馬ヲ獻ツリ

御心毛多親爾
○白鶴即チクバヒ又俗ニ白鳥ト云フ鳥ノ生キタ
ル御調物ノ愛玩物ノ鳥ノ色ノ白ク明ラカナル

ヤウニ又倭文即チ筋織ノ布ノ筋ノハ
ツキリシタルヤウニ大御心モ慥ニ
彼方能古川岸此方能

古川岸爾生立若水沼間能彌若叡爾御若

叡坐
○古川ノ彼方此方ノ岸ニ生立榮在若栗林
ノ如ク彌若ヤギニ御若ヤギマシム
須須伎振遠止

古川を二にわけ
て云るなり

○同云此水沼間い
ど、心得す云々
故思ふも若は若
久留須なりけむ
を云々如此云故
之語の續き古事
記の雄略天皇の
大御歌に比氣多
能和加久流須婆
良和加久閉爾と
讀せ給へる例有
諸献る御贄の中
に栗も有に付て
の祝詞ならむか
と思へむなり栗
と云栗林也云々
○同云須々伎振は
云々出雲風土記
なる仁多郡三津

の水は神代にめ
でたき由縁ある
水なる故に國造
の此齋にも用ひ
初る事なれば御
贄五十昇の内
も此水を雜へて
献るなるべし云
々

○同云乎知どは何
にまれ初の方へ
歸るをいふ言に
て老たる人の若
かへるをも云り
云々
○講義云上に親
魯伎神魯美命宣
久天穗日命波云
々止仰賜志久乃
隨と見えたる如
く其天穗日命の
天朝廷へ返事
申上給ける時更
よ天神の宣ひ附
させ給へりし事
の有るを依て其
子天夷鳥命の高

美乃水乃彌乎知爾御哀知坐

○物ヲ滌ギ振搖レバソノ
物ニ觸レテ暫時流レノ

淀淀ノ水ノ如ク益ヲ返リニチチカヘリテ老給
フ御齡モ本ノ若キ方ヘ御チチカヘリツム御出マシ

麻蘇比乃大

御鏡乃面乎意志波留志天見行事能己

登久明御神能大八島國乎天地月日等共

爾安久平久知行牟事能志太米止

○此ノ獻ツ
ル眞澄之

大御鏡ノ面ヲ押開ト晴レヤカニオシ開イテ明ラカニ御覽ス事ノ如ク明ラ
カニ現之御神即天子様ガ大八洲國ヲ天地日月ト窮ナク長久ニ安ラカニ平

ラカニ知シ食サン
事ノ下見前兆ゾト
御禱神寶乎擎持
氏ノ神禮自利

臣禮自登恐彌恐彌毛天津次能神賀吉

詞白賜久登奏
○其ノ物ニ寄セテ大御世ヲ壽祝ギ奉ルベキ神
寶ヲ上ノ如ク捧ゲ持テ神等ヨリノ禮代己レ

出雲國造即チ臣ヨリノ禮貫ト畏コマリ恐コマリツム天穗比命ガ高天原ニ
テ神魯伎神魯夫ノ命ヲ受ケ給ヒシヨリ其子孫相繼テ仕奉ル天之次ノ隨ニ

如此神祝之吉詞ヲ申
上マスト奏シマス

千穗宮に參向け
むより其裔の出
雲臣等世々奉
を以てぞ天津次
とば云なりける
然れば此詞も固
り其時に成たる
物に非る事上に注
る如し但獻物
の如きは其時々
お小異あるべけ
れば詞も聊替も
有つらめども其
大旨の易れるな
らねば甚尊き文
なりかし
○按に壽詞は神よ
むかひて白す詞
にあらす天皇に
對奉りて奏す詞
なれば他の祝詞
とて文體の甚く
殊なるものなり
しか思よりて其
意を解るべし

○按に此附録の中
臣壽詞は宇治關
白賴長公の台記
別記に載せられ
たるを本居翁の
玉勝間に引出て
稱美せられしが
始に祝詞式の事
附録にもする事
とはなりし也
○講義云文には天
神の壽詞ども又
略ては唯に壽詞
とのみも云り此
を中臣壽詞と云
て其題號の如く
なるを人も然思
へるに高千穂の
皇大宮に初國所
知食皇御孫命の
大嘗の大政を行
はせ給ふ時に云
々中臣上祖天兒
屋命よ天次々相
傳へて天神の壽
詞を稱申せりし
かば其中臣の氏
人の奏す壽詞と
いふ意味なりと
て此を天神壽詞

附録

○中臣壽詞

ヒ天神ノ勅語ニ基ツキ神代ノ
故事ニ因リテ祝壽キ奉ル吉詞

御即位大嘗會ノ豊明節會ニ方リテ神祇官ノ
中臣氏ガ上祖天兒屋命以來奉仕ノ嘉例ニ從

現御神止大八島國所知食須大倭根子天

皇我御前仁○顯之御神即世間ニ現ニ顯ハレテ坐マス神ト御出マ

皇之即天皇天神乃壽詞遠稱辭定奉良久申須○本
ノ御前ニ

としもいふ事は
皇祖天神の大御
命を受傳へ奏す
由なる事云も更
なるが云々

○神祇令云凡踐祚
之日中臣奏天神
之壽詞儀解云
謂以三神

代之古事一為二萬
壽之實詞一也
○持統紀云四年春
正月戊寅朔云々

神祇伯中臣大島
朝臣讀天神壽詞
云々皇后即天皇
位云々

○同云五年十一月
戊辰朔辛卯大嘗
神祇伯中臣朝臣
大島讀天神壽詞

ニ舉タル如ク天之神ノ詔ヒシ吉詞ヲ其レニ就タル故
事ヲモ引合セテ正シクカクト稱賛辭ニ定メ奉ルト申

高天原爾神留坐須皇親神漏岐神漏美乃

命遠持天八百萬乃神等遠集倍賜天高天原乃
幽界ニ神

留ト尊ク留リ鎮テ御出マス天皇之親ナル男女神祖ノ御言ヲ
以テ大數ヲ舉レバ八百万トアマタノ神々ヲ集ヘ遊バシテ
皇孫尊

波高天原仁事始天豐葦原乃瑞穂乃國遠

安國止平介久所知食天天都日嗣乃天都

高御座仁御坐天
皇御孫尊ハ此ノ高大原ニシテ事業ノ基ヲ起
シ始メテ豊ト美稱スベキ葦原瑞穂國ト其始

葦原ノ多カリシ稻ノ穂ノ瑞ト美タク出來ル國即大日本國ヲ太平靜謐ニテ
心モ安キ安國ト平ラカニ知シ食シテ天之日給ト天照大御神ノ御寄ナル天

之高御座ノ御座ニ大天都御膳遠長御膳乃遠御膳
坐々ト御出マシテ

止千秋乃五百秋仁瑞穂遠平介久安介久由

庭爾所知食止事依志奉氏天降坐之後仁

大御神ノ御依ナル天之御膳ヲ長キ世マデ聞シ召ス御膳ノ遠キ代マデ聞シ
召ス御膳ゾト千秋之五百秋ト千万秋マデモ其御依ノミヅムシキ美稻穂

○按に天都御膳遠
の遠字を玉勝間
には乃の誤なる
べしといひ講義
には遠にて宜し
き由論へり玉勝
間の説の方勝れ
りといふれども
暫く本に據れり
○神代紀云天照
大神又勅曰以
吾高天原所御
齋庭之穗亦當
御於吾兄
○按に依志奉氏の
氏にて暫し詞を
きりて心得べし
自他の別を思ふ
べき處なきは也

○按に所知食の知
を玉勝間には聞
なるべしといひ
講義には全は御
を兼併て云りと
いへり

○零解云今按に天
忍雲根命は天兒
屋命の御子なる
事藤原氏の系圖
に見えり

○玉勝間云、天忍
雲根命、遠、神漏
岐神漏美命、乃前
爾、受賜里申爾、
天乃二上爾奉
上
天と語を次第し
て見れば能く通
ゆる也

○史傳云、二上は
高峯の進り上れ
る狀の二つに分
りし故に負る山

名なれば云々天
津御國にある山
名なり云々
○神宮雜例集引大
同本記云、天牟羅
雲命、手召詔久食
國乃水波未熟荒
水爾在利云々

ナ御膳ニ調ヘテ平ラカニ安ラカニ大嘗ノ齋賜ニテソノ御岐ヲ知シ食シ聞
シ召セヨト神祖ヨリ皇孫ノ御身ニソノ御事ヲ寄セ爾ケ依奉テサテ皇孫邇
邇藝尊ノ御天降
中臣乃遠
都祖天兒屋根命皇御
リ遊バシタ後ニ

孫尊乃御前仁奉仕氏
○中臣氏ノ遠之祖タル大兒屋根命
ガ皇御孫尊即邇邇藝命様ノ御

前ニ侍ヒテ祭政ノ
天忍雲根神遠
天乃二上仁奉
事ニ供奉仕ツテ

上氏神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申
アゲテカムロギカムロミノミコトノミマヘコウケダマハリマチシ

仁皇御孫尊乃御膳都水波宇都志國乃水
ニスメマノミコトノミケツミツハウツツククノノミツ

爾天都水遠加氏奉牟止申世止事教給志仁
コアマツミツチクハヘアタマツラムトマチセトコトチシヘタマヒシコ

依氏
御膳之水ヲ受賜ハリノ事ヲ祈願ニ天上ノ二上トイフ地ニ皇孫ノ
ヨリテ
○ソノ御子天忍雲根命ヲ神ノ男君神之女君之御事ノ御前ニ皇孫ノ
カムロギカムロノミコト

水取ノ御使ニ奉アゲソレニ教ヘ給フヤウハ皇御孫命ノ御膳之水ハ顯國即
葦原中國ノ水ニ天國ナル天之水ヲ交ヘ加ヘテ奉ラント御願ヒ申セト言教
ナサレダ
アメノオシクモ子ノカミ
○アメノウキグモ
ノリテ
アメノフタ
ニ仍テ

天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃一
ナサレダ
アメノオシクモ子ノカミ
○アメノウキグモ
ノリテ
アメノフタ
ニ仍テ

上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世
ノボリニノボリマシテ
○カムロギカムロミノミコトノミマヘコマチセ

波
○天忍雲根命乃父神ノ仰ヲ畏リテ天空ノ浮雲ニ乘リテ天上ナル二上ト
イフ處ニ昇リ御出ナサレテ神漏岐神漏美命ノ御前ニ其由ヲ祈請セバ

史傳云玉串は玉を飾り付るよぎ出たる名なるが玉を附ざるをも美稱て之玉串と云へる今之玉串は此を刺立て五百篋の生出たるを思ふに一又は多の玉串なるべし

講義云儀式よト定御井所二云々ト式に其井二處ト訖云々トあるなと此の卜定して堀る御井之しも昔は此文の如くして求させ給けむを云々

玉勝間云神名張二座、太詔戸命神櫛真智命神とある真智由ありげきり、此二神は入たまござるに相嘗祭に預り給ふ大嘗祭に

殊なる由縁有る神なるべし

史傳云夕日より朝日照に至る迄待なばと詔ふ也

講義云麻知は云々智は物を智識と云言なるが又的と云義に同じく太兆の事に於て其兆を標的にして故の名也云々

玉勝間云非字は蒜字を誤れるなり蒜と畫の借字ならむ云々

史傳云此由都は五百箇と同語の由都ならで伊都の義にや云々今の玉串は野鷲なりし故に其れ物實となりて篋のなりしにや云々

講義云篋と常に竹林を云事なれど此と決めて筥なるべし云々

大嘗祭式云其年

天乃玉櫛遠事依奉氏

此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照万氏

天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告

如此告波麻知波弱蒜仁由都五百篋

生出自其下天乃八井出

奉支此遠即其水ヲ以テ此天上ナル天之水ゾ如此依奉志任

任仁所聞食由庭乃瑞穗遠

嘗ノ齋場ノ瑞ト美ハシキ穂ヲ四國卜部等太兆乃卜事

遠持氏奉仕氏悠紀仁近江國野洲主基仁

ル前兆即今日處ニハ若晝即正午前ノ時刻ニマツ由都ト清ラカニ五百ト數多ノ竹叢ガ生ヒ出ルナラン即テ其篋ノ下ヨリ天之彌井ト多ク美水ノ涌出ル井ガ出來此遠持天天都水止所聞食止事依奉支此遠即其水ヲ以テ此天上ナル天之水ゾ如此依奉志任任仁所聞食由庭乃瑞穗遠

令所司卜定悠紀
主基國郡云々
講義云朝廷に仕
奉る人を泛くモ
ハノフと云式之
齋場雜色人等云
へる是也儀式に
は卜定物部八十
五人と正しく記
されたり卜定田
及雜式人等歌人
不造酒見一人
御酒波一人、籬粉
一人、共作二人多
明酒波一人、并女
稻實公一人、燒灰
一人、採薪四人、歌
人廿八、歌女廿八

丹波國氷上遠齋定

氏 ○伊豆壹枝對馬其他今一ヶ國ヨリ神
祇官へ奉仕スルト部等ガ太ト尊ク

眞似ト違ハヌ太兆ノ卜事ヲ以テトヘ仕ツテ齋清ノ義ナル悠紀ヲ仕ウ奉ル
國ニハ京都ヨリ東ノ方ニテハ近江ノ國ノ野洲ノ郡次ノ義ト云ヒ潔清ノ義
トモ云フ主基ヲ仕ウ奉ル國ニハ京都ヨリ西ノ方
ニテハ丹波國ノ氷上ノ郡ヲト兆ニテ齋ヒ定メテ
物部乃人等酒

造兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等大

嘗會乃齋場仁持齋波利參來氏
○物ノ部領ノ意ニテ
即齋場雜色人等即

女黒白ノ御酒ヲ造ル長タル造酒童女ソノ助役ニテ酒嘗ノ義ナルベキ酒波
女篩ヲ取テ藥灰ヲフルヒ酒ヲ漉シ又粟ノ殻米ノ糠ヲモフルヒ走ラヌ粉走

女黒白二酒ニ混和フル藥灰ヲ燒ク灰燒男灰燒ナドニ入用ノ薪採男酒造兒
酒波ヲ助ケテ御酒ヲ相造ル共作女御膳ニ仕奉ル稻實公男等大嘗官ノ齋庭
ニ持齋ト齋清マコトシノシモツキノナカツウノヒニユシ
リテ參入シテ
今年十一月中都卯日仁由志理

伊都志理持恐美恐美母清麻波利仁奉

仕利 ○今年ノ十一月中之卯日ニ齋シリ嚴シリト齋ミ
清メ持テ長マリ長マリ清マリニ清リテ仕奉リ
ツキノウチニヒ

時遠撰定氏獻留悠紀主基乃黒木白木

乃大御酒遠 ○月ノ中ニモ吉日ノ吉時ヲ擇ビ定メツト諸事ヲ供奉
テ奉ル此ノ悠紀主基ノ黒酒白酒ノ大御酒ヲ○御酒

○語詞解云こは色
の黒さと白さと
二種の酒なり云
々儀式に以藥灰
和御酒五斗和內
院白黒二酒五斗
和大多米院白黒
二酒云々造酒式
には新嘗會白黒
二酒料云々熟後
以久佐木灰三升
和合一藝是稱黒
貴其一藝不和是

稱白貴とあると
かの儀式の黒白
共に和すと異也
云々

○按に講義には天
津神乃壽詞遠稱
辭定奉留までを
上段の結びと見
たれど熟考する
にさて之文意通
らず故今は皇神
尊母へ屬けて解
さつ

○講義云延喜奏覽
中臣本系帳に高
天原初而皇神之
御中皇御孫之御
中執持伊賀志鋒
不傾本末中良布
留人稱之中臣者
同云鎌足公傳に
其先出自天兒屋
命世掌天地之祭
相和人神仍命其
氏曰中臣

チ言ヒテ御饌オホヤマトチ大倭根子コスマ天皇ラガアマ我天都御膳ツケノナガ乃長御

膳ケ乃遠御膳トホミ止汁トシル仁毛ニモ實ミ仁毛ニモ赤丹アカ乃穗ホ仁毛ニモ

所聞食キコシ氏豐明メシヲトヨノアカリニアカリマ仁明御坐シ氏テ○大倭根子オホヤマトチト尊稱オホヤマトチシ奉ル天ス皇ミカド之天ノ御膳ミケ乃長御膳ナガミケト

長ナガキ代キニ召上メシアガル御膳ミケノ遠御膳トホミト遠トホミキ代キマデ召上メシアガル御膳ミケト遊トマシテ酒汁サケ即シテ黒白クハクハノ御酒ミケニテモ相貫アヒ即御飯ミケニテモ赤丹アカノ發色ハツト申スヨウニ聞食キコシシテ御

顔オモノ御色ミロウルハシク豊トヨ天都神アマツカミ乃壽詞ユゴト遠稱トホミ辭定奉留シテマツル之光澤アキラカニ赤リ遊アカリユマシテ

皇神等母スメガミ○千秋チキウ五百秋イホフ乃相嘗アヒ仁相宇豆ニアヒウヅ乃

比奉ヒマツ利リ堅磐カキハ常磐ニトキ仁ニ齋奉イハヒマツ利リ氏テ伊賀志御世イハカシノミヨ

仁ニ榮サカエ志シ米奉メマツ利リ○神魯カム伎神魯キカム美ミノ皇孫ミコノミマへ事依遊コトヨサレバサレシ上カミニ言コトヘ

定メ奉ル功德ノ坐マス皇神等即大嘗祭ニ祭ラセラルト伊勢大神宮ヲ始メ天社國社ノ神等モ天皇ノ千秋万秋マデ聞シ召ス大嘗ノ御相伴タル相嘗ニ

彼瑞穂ノ御酒御饌ヲ聞食テ相宇豆アヒウヅ乃比ヒト此事ヲ受納シ承諾シ奉テ天子様ノ御身ヲ堅磐ノ如クニ常磐ノ如クニ齋ヒ奉リ茂大之御壽ニ榮エシメ奉リ

自康治元年始カウヂノハジメノトシヨリハジメテ氏ア與天地月日共照ア志シ明良アカラ

志シ御坐事ミマサム仁ニ本末不傾モトスエカタブケス茂槍イカシホコ乃中執持ナカトリ氏テ奉ツカヘ

○同云清親と二所
大神宮例文祭主
次第に右大臣正
二位神祇伯大中
臣清麻呂公の末
孫祭主永頼の末
孫神祇大副補清
の一男にて保延
四年十二月廿九
日神祇大副と任
たる由見えたる
此人なり

仕留 中臣祭主正四位上行神祇大副

大中臣朝臣清親壽詞 遠稱辭定奉 久止申

今上近衛天皇様ガ此ノ康治元年ヨリ始リテ天地日月ト共ニ永ク遠ク豊ノ
明ニ彼ノ瑞穂ヲ聞シ食シツメ美シキ御面ノ光澤ニ物ヲ照ラシ明ラシ給フ
如クニ天トナ照臨シテ御出遊バサントスル其御事ニ本末傾カセズ嚴大鉞
ヲ持ツニ其柄ノ中間ヲ執ル如ク本トマス神ト末トマス皇孫トノ御中間ノ
御事ヲ双方全ク宜キヤウニ執リ持テ引キ請ケテ仕ウマツル中臣即チ中執
臣ノ意ノ職分ニテ大嘗祭ノ齋主タル從四位上ノ位ニテ相當ノ官位ハ從五
位ユエ行トイフ神祇大副ノ官ノ氏ハ大中臣姓ハ朝臣名ハ清親天祖神勅ノ
壽詞ニ慥カニ神代ノ故事ヲ合セテ稱賛辭ヲ定メ奉ルト白ス○以上天皇ヘ

奏ス壽

詞ナリ

又申 久 天皇朝廷 仁 奉仕 留 親王等 王等

諸臣百官人等天下四方國乃百姓諸諸

集 侍 氏○又詞ヲ改テ白ス天皇之朝廷ニ仕ウマツリテ此ノ大嘗祭ニ
預リ奉リ豊明ノ御宴ヲ給ハル親王タケ王タケ公脚タケ百

見食 倍尊食 倍歡

食 倍聞食 倍 天皇朝廷 仁 茂世 仁 八桑枝 乃

○講義云小齋大齋
の親王以下百官
人々の宴を賜は
る限を云へり
○同云別々百姓を
宴に召る、にて
は無れども悠紀
主基に仕奉る國
郡司以下雜色人
と更なり常にも
國々より在京し
て仕奉る官人及
諸司の下司にも
召されて仕奉る
良民をも合せて
廣くいへる也云
々
○同云食 倍と給べ

といふ崇詞なり
此食字物を食ふ
事をたふると云
る其給字の意な
るま常に用ふる
が故に借て書る
なり云々
○按に此文のてに
を之殊にまざら
はしく心得がた
き處多し○アア○
等の印を以て其
大かたをよくさ
とるべし精しき
事は別にいへる
ものあれば畧さ
つ

立榮奉仕留倍禱乎所聞食止恐美恐美毛

申給マシタマハット久申マチス
○此ノ大嘗ノ御儀式ヲ視給ベ此ノ大嘗ノ故事ヲ尊マフ
給此ノ大嘗ノ御式ノ具ハリテメダキヲ歡ビ給ベ

此大嘗ノ天神壽詞ノ美シク畏ユキヲ聞キ給ベ天皇之朝廷ニ嚴大御代ニ千
代カケテ彌桑枝ノ如ク仕ウツルベキ此ノ祝壽言ヲ聞シ召セト畏マリ畏マ

リ白シマスト申ス○此ハ天皇ノ御
前ニテ親王以下ノ方々ニ白スナリ

延喜式祝詞諺解卷之下 大尾

延喜式祝詞諺解はしひき

ねほやけれ重きみわざの神事のいひしく嚴そかなる有りさまを
古代の祝詞辭をよく明らめ熟く解りえどもこまかよを知られぬ
わざになんこゝをもて吾古學のれやとすなる縣居大人のこれが
考へ書を物せられしよりこなたを何の解くれの抄と註釋どもを
多く出きにて今をあかぬ事なき物から猶初學の輩は頭打傾ぶけ
いぶかしみゆるふしぐもねほかりとぞ茲に常陸國人水野秋彦
ぬしいそこ城うれひて此頃そが諺解を著せりとして其友なる宮崎
康斐主してわが初見せにれとせて同しくは一言をといはるゝを
咲ゆる可やとれもうゝ見もて行くよかのうちかたぶかるゝ條
件城もいとなだらかに耳近く俚言もてとき顯はしまた標記には

世に名たよる賢き大人等のせちぐの要とあるかぎりどかよげ
はた助辭の格例をさへにねんごろに志めされたる此書よ珍らし
なにどいはんをなかくよの常になんいまよりはもこれを衆に
奥深く學の道にとけいらばうるはしき詔刀言のことろこと葉を
更なりたへなる神事の深理もいつしおきとられなんものぞかし
さて此ときごまよれのれもかつぐ思ひよりしずぢなればいと
嬉しくやげてたゞ言城かうはしつたに一件書そへて返しける
時を明治乃まゝ抄餘り七年三月春季祭の日

皇典講究所委員

讚岐國高松の里人

友安十郎藤原盛敏

延喜式祝詞諺解説

古言も遠くわゆるは近きと初頃言ひを初。志四行は近きと
初遠きといふらまじ初頃言ひを。初は初船てぬも通初九てあ
る見ゆ。山路も梯てぬも通初は見ゆ。神代もいふ初久
方初天の梯も初は志多。雲城掬は言初多不初も初は初何
加初。外國も初は志多。何も初は初初も初は初。天翔らま
る初は初も初は初初初。何も初は初初初。爰初も
も。祝詞初講讀も初便も初初初。此乃諺解乃不及も初初初
初初。初初梯も初初初。掛初初初初初。初初初初初初初初
初初初。天津諄辭乃太祝詞乃。も初初初初初。初初初初初初
初初初初初初初初初。初初初初初初初初初初初初初初初初

寫は初海ふひ乃人能あ見みは船を梯じもなり忍海あ
海あ能なれば學を徒は。おれ可能これ攀もた。舟艦
乃いたり空るまる極馬乃爪乃ひたり留るる能ひみ志を
心能遠き能かひみあ能いたり。うとい石は讚岐國琴
平山神官合議所理事上里 濟

祝詞諺解追考

○今の世にして、古語の意を知らむとするに、其語に正しく當れ
らむ漢字を探て、引合せみるを便よしとす、此諺解中に、モロモロ
を衆之衆之、アマツヤシロを天之社、カムロギカムロミを神之男、
君神之女、君、スモミマノミコトを皇御眞之御事など書きつるも、
其のこゝろにてせしむさ也、例なき事なりとて咎むへからず、こ
は凡例にいふへきことなりしを洩らしたれば、こゝにいふなり、
○祈年祭條中をはしめ、其の外々にも、幣帛を充座と譯しつるは、古
人の説なれど、よく思へは當れりともれは之を充はさもあるへ
けれど、シラハ極めて其の奉り物を指す語なり、なほ△太祝詞の
千座置座の所の拙案をみるへし、
○座摩を井之後の意といふと考の説にて、いかにもしかるへく聞
え井之塘かといふと講義の説にて、それも捨かたく聞ゆるを、今
一ついは、居處領の義にもあらむか、然いふ故は古語拾遺に坐
摩は大宮地之靈也とありて、宮所を宮居といふ例もあればなり、

されどこと試に心へるなり必か、はる事なかれ、
○祈年祭條の辭別伊勢 爾坐天照大御神 能大前 爾白久 皇神 能見霽
志坐云々の一段を、前段生島の條に附たる辭別にて、皇神とは生
島神を指せるならむとて、解にも標注にも其事をいひしかど、ま
たよく思へば、此の辭別といふは、前條すへてに對せる辭別にて、
生島の一條に對せるにはあらず、末段の辭別忌部弱肩云々の詞
別と同格なりけり、さて何故に伊勢の祝詞の上にかく辭別とい
へるならむといふかしさに、先かの祈年祭の祝詞の順序を見る
に、第一には祈年班幣諸社を取すへたる祝詞、第二には祈年に第
一の主たる御年神の祝詞、其次にと天皇の宮中に齋奉る神等、即
八神座摩御門生島の祝詞をつらねたり、されどこれに續けて、最
も尊き大御神への祝詞を宣るに、殊に詞を改むべきことなれ
ば、辭別の語を冠せたるものなるへし、若し今の考のかた當れ
りとせば、かの皇神とあるは、必皇大御神と申すへき處なるを、前
の條々にすへて皇神といへるよりうつりて誤れる物とすへし、

○祈年祭の忌部 能弱肩 爾太多須支取桂 氏持由麻波利とあるをは
しめ、其外々に持齋とあるを、十分齋清リテといふ意に譯しつ
るは、この持は行ふ事をトリ行つといひ、見る事をウチ見ルカキ
見ルなどいふ例に、其事のらみに附けいふ詞と聞ゆればなり、大
神宮九月神嘗祭祝詞、忌部弱肩 爾太禰取懸持齋 波里令捧持 氏
なども、上の持齋の持を、手に持こと、すれば、下の捧持の持と重
複して、詞れど、のへ宜しからず、また持齋の持もし正しく手
持つことならば、齋持とこそいふへけれ、持齋とはいふへからず
なむ、

○春日祭の神主 爾某官位姓名 乎定 氏獻流 宇豆 乃大幣帛 乎とある
神主を、講義に儀式に早且神祇官人率神主神琴師神部卜部向社
云々、また次神主著木綿鬘就祝詞坐とあるを引きての説あるに
よりて、それを取りて解を下しつれど、再ひその文勢を思ふに、
祝詞に神主といへるは、神祇官より祭事掛りの惣領として遣は
さる、人を指せるにて、儀式に神主といへるとは殊なるへく聞

えたり、されは強にかの解にと拘るへからず、

○同條の伊賀志夜久波叡を、講義の説によりて五十檀八桑枝と譯しつれど、穩ならず思ひなりぬ、大之彌桑枝と見るへし大と彌と重なれるも妨なかるへし、

○廣瀬祭の御膳持須流を、須を世の誤とせむか、流を衍とせむかといふこと容易定め難し、されは須は世の音通として、本のまま、にて解きて宜しとすへし、

○同條末段に、倭國能六御縣乃山口坐皇神等前爾母とあるを、講義に四時祭式に是日以御縣六座山口十四座合祭といへるによりて、六御縣乃乃字は及の誤かといひしは、精しきに似て精しからず、此日の山口祭は六の御縣ある郡々の山口のみにもあらず、吉野郡の吉野山口神社と、平群郡の伊駒山口神社など、御縣なき郡の山口神社へも幣帛を奉られて、此段は其山口より下し給ふ水を、御縣の地へ甘き水と受ることを主意にして、山口神へのみ白す詞なるゆゑ、六御縣乃山口坐皇神等といへるなり、六御縣に

坐す神社は、大忌祭の本主とます若宇加賣命の分靈にますへければ、此祭に幣帛奉らる、事は勿論なれど、此處の詞は御縣坐神社へ白す趣にはあらざるなり、

○大祓詞の初に、諸聞食止宣といふ詞二つありて、此の宣とある處にては、人々必ず唯と稱を例なれば、二所ともに唯といふにやと考ふるに、前の集侍云々の方の宣といふにのみ唯といひて、天皇朝廷爾云々の方の宣には唯とは稱さぬなるへし、そは次の詞はた、古文を存せるものにて、既に集侍云々の宣ある時は後の宣は當時の式には關からぬ宣なればなり、

○天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏の千は、若くはチハヤフルなどのチ、即稜威と同意の詞にて、稜威之稜威排にもあらむか、しか見れば上の八重雲乎の手もじも、別の一語にかゝりてよく聞え、又次なる天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食牟の千別てふ語も、よく通ゆるこゝちす、

○同條の生剝逆剝の逆剝は、背より剝く事なり、生なから剝げは、兩

足をもがきて、腹より順に剝く事は難きゆゑに、背より逆剝に剝しなり、さて此事を古事記には天照大御神坐忌服屋而令織神衣之時穿其服屋之頂逆剝天斑馬剝而所墮入時云々と記されて、素戔烏尊の御行事の上にて申せは、皮を逆剝にしたまひしよりは、忌服屋へ其馬を墮し入れたまひし方そ、甚重き御罪なりしを、この詞には其御罪の初の生剝逆剝を罪名に立て、かの御暴行の事をも含めたるなるへし、

○同文の天津祝詞 乃太祝詞事 乎宣禮の禮は、尋常の令言にて強ていふかしみ思ふへき詞にはあらざるなり、さてそは誰より誰へ令するならむといふに、此處の一小段は、すへて汎く令することにて、段の初に天津宮事以 氏 大中臣といへる大中臣へ、朝廷より令する趣なりされは、大中臣といふ語にも、自ら呼出すこゝろをふくめりよく一小段にわたりて考みるへし、

○遷却崇神祭に、馳出物 止 御馬といへる詞いとたくみなり、此祝詞は皇御孫命の天御舎の内にます崇神を、山川の清き所へ遷幸せ

と申すなれば、馬を奉るも實は、その遷幸の料に供ふる下心なるへきを、それとなくかくれもしろくいひなせりと聞えたり、

○出雲國造壽詞の高天能神王の神王を、しはらく正訓に従ひてカ
プロと訓みつれとねはつかなし、古訓のカムミオヤもどより穩
にて宜しく、又考の如くカムロギと訓まむもあしからじ、カムロ
ギは高御魂一柱にかゝる稱にて、神魂にはかゝらねばいかゝな
るやうなれとしからす、高御魂神魂は、二柱にて一柱の如くもま
します事、記傳にもいへるか如くなれば、カムロギを高御魂一柱
にかけて申せは、子のひいきはれのづから神魂へもかゝるなり、
しかのみならず、此處の書法は、高天能神王高御魂神魂命能とあ
りて、高御魂の下にも既に命の尊稱を省きて、二神を一神の如く
つゝけて、神魂の下に命を置たれば、カムロギの尊稱を高御魂の
上に冠らせ、カムロギを省きてその語をどゝのふるも、もとより
さるへきこと、聞えたり、

○同文中の神奈備を、講義に出雲風土記の神名槌山有石神高一丈

周一丈許側有小石神百餘計を引きて、神並の義といへるは、めつ
らかなる考なれど、今一つ試みいは、神之身の意か、ビのミと通
ふは常多きことなれば例を擧るに及はす、さてかくいふゆゑは、
山にもあれ森にもあれ、神靈の鎮坐すへき地はその神靈の身體
に似たる物なるゆゑの名ならむと思はる、うへ、たのれ事比羅
宮のある書物のうちにて、往古より山を以て神体とすといひ傳
ふとありしを見て、これも縁ありと思ひつればなり、さて神奈備
てふ詞は、全くは神奈備山とが神奈備の森とかいふへきを、た、
カムナヒビとのみもいふは畧言なるへし、

○中臣壽詞の如此告波麻知波弱蒜仁は、いと心得難き語なること
は誰もいふ如くなれば、た、古人の説に従ふへきなかに史傳の
待者の説は聊かいふかし、そは如此告波の波と麻知波の波と重
なれるも語勢いか、又マタハとあるへきタのチなるも、ちは毎
の草体より誤りしならむなどいひは、いふへけれど猶いか、
なり、故今この解には講義の説に又的といふ義にてとあるを取

りて、字を目處に改めて解きつ、

○由志利伊都志理持恐美の志理と、キシリツシリハシリなどのシ
リと、同じく活語にて、其事み心をす、めてものするさまをいふ
詞、持は前にもいへる如く、語の上よりへいふモナにて、恐美恐美
に附けるなるへし、されは講義の説に、齋實の意といひ、また持を
手に取り持つことにいへるは當らすやあらむ、

○延喜式祝詞諺解正誤

上卷

○^ア等の符前に有るに^ア後に有りて前を受るを^アとすへりしを上中の巻中に此別を立
さりしはわろかりさされは前に有て後へかゝる符はすへてアイウエオ等の字を^ア符のトへ置
かへて見るへし

○一丁^斑幣は班幣○二丁^花ヤカは華ヤカ○三丁^稱解竟奉平の下に^レを脱○五丁^其柱ノ
太キガ如ク御代知食は其宮ヲ知食○六丁^治テ其御殿ヲ治テ○六丁^標記奉齊と奉齋○八
丁^伏セテ有ルと伏セテ有リ○九丁^馬ヲ立チと馬ヲ立テ○同^平聞看の下に^レを脱○十丁^十
十は十○十一丁^御始は御治○十二丁^標記見名は見え○十四丁^朝延は朝廷標記の見名は見
え○十五丁^横ハレルと横タハレル○十六丁^常石は常石、關係テ標記の仕奉爾依
氏

の下の字脱○同^大原野枚岡等祝詞准此の大の上此の下に^レを脱○十七丁^亦白鳥は赤白鳥

○十八丁^柔は柔剛は剛○同丁^白賜^部止^宣の下^レを脱○十九丁^標記あるとはあれ○廿丁^十
十市は十市奉は奉○同丁^汝方は汝方様○廿一丁^倭國は倭國○同丁^龍田風神祭の
下に廣瀬祭ト同時即四月ト七月ニ診風ヲ吹セスシテ五穀^成成就セ^メ給ヘト祈ル祭の解を脱

○廿三丁^申出^シのシは衍○同丁^令遇台^造の台は台誤○廿四丁^奉納セ^シは奉納センヤワラ
カ^ヤハラカ標記にはてのは^衍○廿六丁^立スヘ立^スエ立、剛イは剛イ○廿七丁^高クス
ヘハ高クスエ○廿八丁^天子様^ユリの下に奉ラル、の四字を脱○卅丁^横ハレルハ横タハレル
○三十一丁^平平野の平一字衍

中卷

○三丁^登ニと登チ○同丁^率ニと率ニ○四丁^天津日嗣手^のは^瑞穗之國手^のは^同丁^按
按に云々衍○五丁^奥ノは奥^同丁^標記を^と共に云々の上に「按み御殿手の手ハ次の一小段
を隔て、其段末にあるへさ」の廿五字脱、又皇神祭は皇神條○七丁^二靈^ナは二靈ノ○八丁^柔
肩ハ弱肩○同丁^大直靈^大直靈○十丁^口令合結^口令合給同標記岩間の下ノ戸を脱○十
一丁^法と法○十三丁^標記犯字を字のま、に出しつは犯字ニ兩訓ヲ施しつ○同丁^暴動^ビと
暴動^ビ○十五丁^國中^之國中^起起シと起シ○同丁^犯セルと犯セル○十六丁^座置と置座○置
座^置座○十七丁^天下中^之天下中^中十八丁^不在止^不在止○二十丁^標記謂之史^謂之謂之史○同
丁^二十八宿^シウ炎帝^赤帝○標記災告^災告^災告○廿三丁^ウ址^ハ址^ハ址○廿四丁^生置^生置^生置
氏、剛は剛○同丁^皇御孫^命の皇の字に^の符を脱○廿七丁^柔と柔剛^剛○廿八丁^官員等^は
官員等○斑幣^班幣○標記下卯^卯と丁卯○同丁^神と神○鎮^鎮は鎮在○三十丁^ヤワキ^キとヤハ
キ○三十一丁^標記緒^緒等^緒等○三十二丁^幣物^幣物^幣物○同丁^詞祝^祝と祝詞

下卷

○目次内親は内親土○二丁^進給布^進給布の進字に^の符を脱○三丁^織レル布^布は布○四丁^標記皇
大神^皇大神宮○五丁^國中^國中^國中○同丁^標記大御酒^大御酒の事なりは大御酒の事あり○七丁^標

記伊勢大神相嘗は神嘗○進給布の進字にイを脱○十丁^オ標記税懸は懸税○十一丁^オ相方と
 双方○同丁^ママウシはマナシ○准^{ナラ}ラフのラは衍○十二丁^オ標記大政官と太政官○統属なるは
 と統属なるを○十三丁^オ標記幾内は幾内○同^トト大降は天降○十六丁^ママウシはマナシ○十七
 丁^マ横ハレルは横タハレル○廿丁^オ大政は太政標記も同^シ○同丁^マ博は博○廿一丁^オ柔は柔○同
 丁^マ某中は某甲○廿三^オ排^チ排テハ排^チ○焼タルノ火ノのは衍○廿五丁^オ標記。畧解云ノ上ノ
 。誤○廿六丁^マ標記二翌は二翼○乘斬は乘軒○廿七丁^マ意志は意志○標記^シと、は^シとく
 ○廿八丁^オ擎持^底の^シは^シ○神賀の^シは^シ○廿九丁^マ標記儀解は義解○三十二丁^オ標記王申は玉
 申○卅三丁^マ申スヨウは申スヤウ○卅四丁^マ標記補清は輔清○卅五丁^マ侍は侍○同丁^マ仕ウツル
 は仕ウマツル

活版の常として文字の誤脱多ければ如此取出て正誤を添
 ふるもの、猶洩し落せる事のあらむは見む人正してよ
 明治十七年三月
 校閱者

延喜式祝詞諺解正誤畢

明治十七年二月七日御届
 同年三月 出版

定價壹圓拾錢

撰述人 水野秋彦

茨城縣士族

常陸國西茨城郡笠間桂町
 三百五十四番地

校閱者 宮崎康斐

愛媛縣平民

讚岐國三野郡財田上村
 二千三百四拾五番地

出版人 新居政七

愛媛縣士族

讚岐國香川郡濱ノ丁
 九拾二番地

